

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 22. 4 定 ）			
日 時	平成 2 2 年 1 2 月 1 0 日 （ 金 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢委員長、井川副委員長、秋元・鈴木・吹田・中島・高橋・ 山口・横田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、高橋委員を指名します。

委員の交代がありますので、お知らせします。

千葉委員が秋元委員に、菊地委員が中島委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、濱本委員が横田委員に、林下委員が山口委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○（保健所）保健総務課長

昨日の予算特別委員会において、平成会、吹田委員のインフルエンザワクチンの接種費用に係る質問について十分に答弁ができなかったことから、本日お配りいたしました資料をもって説明をさせていただきたいと思います。

まず、高齢者等インフルエンザ予防接種事業について説明いたします。

これは、予防接種法に基づき接種を行うものですが、その対象として、原則65歳以上の高齢者を対象といたしまして、一部60歳から64歳までの方で一定の障害をお持ちの方についても医師の判断で接種が可能となるものです。本市においては、この接種に係る費用を一部公費で負担し、対象者の費用負担を軽減しているところであります。また、この接種費用につきましては、毎年度、医師会と協議の上、決定しているものでありまして、この金額で各医療機関において接種をお願いしているものであります。

表について説明いたします。

平成21年度と22年度の比較であります。対象者は今説明したとおりであります。接種するワクチンにつきましては、今年度は昨年度流行いたしました新型インフルエンザワクチンと従来の季節性ワクチンを合わせた混合ワクチンを接種しているものです。接種費用につきましては、今年度、医師会との協議で3,000円と決定しましたことから、接種対象者であります生活保護受給者、非課税世帯においては自己負担がなく、市の負担として3,000円を支払うというものです。また、今申し上げました以外の方につきましては、自己負担額1,000円を医療機関にお支払をいただき、市として2,000円の負担を行っているところであります。

表の下「平成22年度高齢者インフルエンザは」という図についてですが、今、説明をいたしましたそれぞれの接種に係る流れを示したものであります。

次に、ただいま説明をいたしました65歳以上の高齢者以外、つまり64歳以下のインフルエンザ予防接種部分について説明をいたします。

64歳以下の接種費用につきましては、22年9月10日、厚生労働省から示されたワクチン接種事業における接種費用の設定という文書において設定をしておりますが、市町村が決めた接種費用、本市で言いますと3,000円になりますが、昨日も答弁いたしましたが、本市においては3,000円を上限額として各医療機関が自由に設定できるようになっております。このため、接種費用が2,000円であったり2,500円であったりという医療機関が存在するわけであり。つまり、公費負担の対象となっている方の接種費用については、医師会と協議を行った結果の3,000円となり、これ以外の接種者に係る費用については、各医療機関において独自に設定できる金額をもって接種をしているということとなっております。

以上が説明であります。昨日の吹田委員に対する答弁の中で、一部負担に係ることについて、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種と64歳以下のワクチン接種に係る接種の内容を混同した形で答弁してしまい、混乱を招いたことにつきましてはおわびを申し上げます。

今後、補助制度、事業等の内容につきましては、よりわかりやすく説明してまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

○委員長

本件は、御承知のとおり、昨日の吹田委員の質問にかかわるものでありまして、吹田委員より発言の申出があれば、これを許したいと思いますが、いかがでしょうか。

○吹田委員

今、御説明をいただきまして、ありがとうございます。

いわゆる3,000円という設定の仕方について、実際の市内の医療機関が対応している金額というのは適切な金額だと私は考えておりますので、やはり、3,000円というのはその実態価格から若干浮いているような気がいたします。ですから、今後、こういう形のを進める段階では、そういうことも加味しながら医師会との交渉に当たっていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○保健所長

インフルエンザワクチンの料金につきましては、なにぶんにも国の制度でございますので、委員の御希望に沿えないかと思いますが、今おっしゃったことにつきましては、今後、医師会との話合いの中でお伝えしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

よろしいですか。

○吹田委員

ありがとうございます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、平成会の順といたします。

自民党。

○井川委員

◎幼児の虐待について

幼児の虐待についてお尋ねをいたします。

小樽市における直近の件数についてお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

私どもでは、虐待の疑いを含む相談件数として件数を把握しておりますけれども、直近は、過去3年間の件数を申し上げますと、平成19年度は54件、20年度は49件、21年度は27件となっております。

○井川委員

昨日も幼児虐待についてNHKで放映していましたが、小樽市は年々数が減ってきていると。これは、幼児が自分で声を出して助けてくださいと言うわけではないですから、数をつかむのは非常に難しいのではないかと思いますのです。子供には大変悲痛な叫びがあるのでしょうかけれども、聞こえてこない部分もあって、本当に氷山の一角かなという気もするのですけれども、非常に見つけづらいというか、調査しづらいというか、だれかが通報しなければ虐待を見つけることができない、例えば、大勢の人々に会って一人でも多くの目に触れると運よく虐待が見つかるというか、見つからないこともあり、幼児虐待については本当に大変難しい問題だということを、テレビを見てしみじみ感じました。

そこで、小樽には入所する保護施設がないそうで、札幌の保護施設に送るようですけれども、このうち何件ぐらい保護施設に入っているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

札幌の保護施設というのは、児童相談所の一時保護施設ということでよろしいでしょうか。

小樽市の区域を管轄する児童相談所は、北海道中央児童相談所と言いまして、札幌市内にございますけれども、その一時保護施設に現時点で預けられている子供は少数いらっしゃるかと思いますけれども、一時保護は途中経過ということになりますので、最終的には家庭に戻ったり、あるいは、道内のいろいろな養護施設に行ったりということになりますので、常にずっと一時保護施設にいる子供というのは基本的には存在しないものです。

○井川委員

最近は、再発と言うのですか、せっかく一度家庭に戻っても、また施設に入所するということで非常に残念なことになっているのですけれども、小樽については、今のところ、施設に入っている子供はいないということです。

それで、市では虐待の調査について何名ぐらいがかかわっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市では、児童虐待等の防止を図るための要保護児童対策地域協議会という組織がございますけれども、その調整機関である子育て支援課の職員は今 3 名でございます。1 人は担当主査、1 人は嘱託職員、1 人は家庭児童相談員となっております。

○井川委員

3 名で間に合うのかどうか、私もちょっとわからないのですけれども、大変重労働というか、こういう難しい案件ですから、民生委員だとか児童福祉委員だとか保護司だとか、そういう方たちは全く携わっていないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

基本的には、北海道が専門的な知識を持った職員を置くということになっておりまして、具体的には、各児童相談所に専門知識を持った職員が配置され活動しているというふうに御理解いただければよろしいかと思います。

○井川委員

わかりました。

それでは、電話が来なければこの 3 名の職員というのは全く動かないわけですね。電話が来て初めてわかるということで、ふだん、パトロールということにはならないのでしょうかけれども、例えば、問題のある家庭の見回りとかといったことはなさっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

ふだんの業務としましては、新規の連絡があれば当然対応はしますけれども、それ以外に、これまで抱えているいろいろな案件がございますので、それは随時動いているといいましょうか、日々、会議を開いたり、新たな情報を収集して関係機関に流したりといった業務をしております。

委員が今おっしゃったような自主的に見回るといったようなことは、基本的には行っておりません。

○井川委員

わかりました。

せっかく生まれてきた子供ですから、本当にすくすくとちゃんと育てほしいと願っておりますので、できるだけ気がついたら通報してあげるというのが一番の策だと思うのですけれども、皆さんには頑張って仕事をしたいと思っています。

◎銭函 3 丁目駐車場について

次に、銭函 3 丁目の駐車場についてお尋ねをいたします。

今期の収支についてお尋ねをいたします。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

本年度の銭函 3 丁目駐車場の収支でありますけれども、大変な猛暑にもかかわらず、収入が約 1,380 万円で、予算額 1,400 万円に對しましては約 20 万円の減となっております。支出につきましては、予算額 800 万円に對して 598 万円、202 万円ほど予算額に對して経費の圧縮をいたしました。

収支の差額を海水浴場対策委員会の補助金としまして借金の返済金に回すものでありますけれども、対策委員会の補助金 600 万円に對しまして約 780 万円と 180 万円ほど借金返済に向けた額を増やしております。

○井川委員

私が最初にかかわったときは 8,500 万円ほど借金があったと記憶しておりました。だんだん減ってきていると思いますが、今、借金はどのぐらい残っていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今年は、先ほどの差額 780 万円から借入利息と次年度の地代を差し引いた 698 万円ほど返済できました。これによりまして、概略でございますが、ようやく 5,000 万円を切ることができまして、4,830 万円ほど残っております。

○井川委員

この組合はいろいろ大変な組合で、私も何回も行っているのですけれども、観光振興室長は非常に御苦勞をされて、本当に頭が下がる思いでいっぱいでございます。本当によく 5,000 万円を切るだけ頑張ったということで、本当に感謝をしたいと思います。

それで、整備の費用なのですけれども、今年は幾らと見込んでいますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

今年につきましては、まず、全体としまして、警備会社への委託料ですとか管理経費として 530 万円ほどかかります。やはりそれが大きいのですが、あとは駐車場の修繕とか駐車場の砂利入れなど 66 万円ほどの整備費となっております。

○井川委員

組合からの要望ということなのですけれども、陳情書が出ていました。いろいろな部分で組合から要望が出ていると思うのですけれども、そのほかにどのようなことがありましたか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

陳情の内容としましては駐車場の料金を下げてほしいということでありましたけれども、まず、整備に対する要望としましては、駐車場の一部にへこみが見られることから、雨が降った翌日に水がたまることになります。そのため、駐車場の整地、それから、雨が降ったときの水はけ対策、このような要望が上げられております。

なお、本年度につきましては、組合の要望があった箇所に砂利など入れまして対応してございます。

○井川委員

海水浴というのは大変天候にも左右されますし、だんだんと市民の志向が変わってきて、経済をして海水浴に来ているというか、コンビニエンスストアで食事や飲み物を買ってきて、若い人たちはほとんどあそこでものを買ったり食べたりしないということで、非常に厳しい経営になっているようでございます。そんな部分からも、ぜひ、組合の要望なども少し聞き入れまして、来年度に向けていろいろやっていただきたいと思います。

最後に、今後の考え方についてお尋ねいたします。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

来年の考え方ですけれども、まず借金を返すことが大事だと考えております。単純に 1 年で 500 万円返したとしても 9 年か 10 年かかってしまいますので、何とか経費の節約ということを考えなければいけないのですが、委員のおっしゃったように、海水浴客が減っているという現状がございます。今年のような猛暑にもかかわらず、収入が減っているという状況もございますので、今年並みに収入を確保することは相当困難であるというふうと考えて

おりますので、まずは何とか経費を圧縮していきたいところであります。ただ、水はけ対策とか、整地というのは砂をかなり入れていかなければいけないですし、それから、国の土地ということもありますので、なかなか大量の土砂を入れて経費をかけて行うことは難しいのですが、水はけ対策としましては、市道石狩線側に素掘り側溝というものをつくっているのですけれども、それが砂で埋まってしまっているところがございますので、そこを掘り返して水を流せるようにしたいということで今考えております。そのほか、組合と話し合いながら必要な整備を検討してまいりたいと考えております。

先ほど申しましたけれども、できるだけ早く借金を返済することが先決と考えておりますので、組合や関係機関の協力を得ながら適切に運営してまいりたいと考えてございます。

○井川委員

ぜひ、頑張って一年でも早く借金を返すように、よろしくお願いいたします。

◎もったいない収集について

次に、廃棄物対策課長にお尋ねいたします。

もったいない収集というあまり聞いたことのない言葉なのですけれども、これについてお尋ねをいたします。

今年初めてもったいない収集をして、今年度の状況について引取りと引き渡しの件数などをお知らせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

もったいない収集の実績ということでございますけれども、6月から8月までの3か月間で申込みと収集をいたしました結果、134世帯から申込みがあつて、結果的に90世帯242点の家具を収集したところでございます。9月末まで桃内の広域クリーンセンターで60点を展示いたしまして、ちなみに、見学者とかも含めて報告させていただきますけれども、見学者が232人、その60点の展示に対しまして332件、要するに332人の申込みがございました。結果的には、10月に公開抽せんをやりまして、最終的には60点のうち57点の引取りがあつたということでございます。

○井川委員

写真でしか見なかったのですけれども、私も欲しいものがたくさんありました。本当にうちのものよりもはるかに立派なものがいっぱいありました。

開催場所が非常に遠いということで、桃内のあのようなところでやられてもなかなか行くことができない。バスがない。国道でバスをおりて歩いていっても1時間はかかる。できれば、まちの中でいっぱいあいているところがあるので、例えば、ウイングベイ小樽だとかいろいろなスペースがあるので、そういうところでどんどんやってくださいということを市民の皆さんが御希望しておられたようです。

（「銭函海水浴場」と呼ぶ者あり）

銭函から桃内といたら端から端ですから大変ですが、また来年もなさると思うのですけれども、開催場所だと今後の考え方として、もちろん抽せんでしょうけれども、いいものは人気が集まりますよね。本当に立派なものもあつたので、私は、これから有料化にしたらどうかと思うのですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

有料化ということでございますけれども、今回は初めての取組ということもございましたので、基本的にはできるだけリサイクルしていくという観点から、無償で引き取って希望者には無償で引き渡すという形をとりました。当然、できるだけ残さないように引き取ってもらわなければならないものですから、また来年やるにしても、有料で引き取ってもらうというのも確かにやっている市町村はございますけれども、私どものほうでは、そのシステムがまだ完全に構築されていないという部分もございますので、有料化ということについては一つの課題ということでは考えてございます。

○井川委員

それから、場所について、あそこで必ずやらなければならないというのは、どうですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

場所につきましても、今年はできるだけ経費をかけないという部分もございましたので、どうしても、既存の場所ということになりますけれども、もし、来年もやるとすれば、確かに委員がおっしゃったように、適当な場所があるかどうかというのは別としまして、やはり、まち場という部分は考えていかなければならないということで考えております。

○井川委員

だんだん口から口へ伝わっていくのですけれども、まだまだ知らない人が大勢いて、まだ家に眠っているものはたくさんあると思うのです。ですから、これを拡大していくときっと大きな場所でやらなければだめではないかなと思うものですから、できるだけリサイクルをして、もったいない収集ですからもったいなくしないようにしていただきたいと思います。

◎テレビ等の不法投棄監視について

次に、来年の 7 月ですけれども、いよいよ地デジに移行されるようになって、朝起きたら家の前によそのテレビがぼんと捨てられていたり、本当に考えられないような状況で、市民のマナーも本当に悪いなと思って見ておりました。そんなことから、不法投棄されたテレビを片づけたのは、何件ぐらいでしょうか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

比較しやすいということで、平成 20 年度、21 年度と 22 年度の 11 月までの数字でお話ししますと、20 年度で 132 台、21 年度で 60 台、22 年度は 11 月末までの累計ですけれども、117 台という状況になっております。

○井川委員

だんだん駆け込みでテレビを買う時期になってくると思うのですけれども、やはり、そういう部分でパトロールが大事だと思うのです。それで、今年度、パトロールについて国からの予算でやっておりましたけれども、この状況についてはどうですか。

○生活環境部副参事

まず、市直轄のパトロールでございますけれども、これは、昨年冬の前から、不法投棄につきましては、家庭ごみ有料化の時点から、廃棄物事業所で市内 20 か所における不法投棄監視を続けてございまして、今年も 2 班 4 名体制で行ってございます。特に、今年は環境省の予算をいただきまして、6 月から 11 月、4 名体制で夜間の監視をしてございます。それから、厚生労働省の予算を使わせていただきまして、海岸における不法投棄監視を 5 月から 11 月まで 1 台 2 名体制で行ったところでございます。

○井川委員

それで、私は昼間パトロールしてもだめだということで何回もお願いしたのですけれども、夜間のパトロールをやってみて効果があったのでしょうか。

○生活環境部副参事

夜間監視につきましては、これは、不法投棄を直接行っている現場での遭遇というのはなかなかありませんし、また、ないということは抑止力になっているということでありますので、夜間監視については抑止力が働いていることで何もないと、そういうことでのとらえ方しかできないところが評価のしにくいところではありますが、その夜間監視は、特に何か所かについて、警備灯をつけながら、ある時間、一定程度とまっていることで間違いなく不法投棄の抑止力になっているものと判断してございます。

○井川委員

それでは、テレビの不法投棄がこれからだんだん増えていくかという部分で、今後どのような対策をとっていくか、最後にお尋ねいたします。

○生活環境部副参事

まず、廃棄物事業所直轄の部分でございますが、これについては同じ体制で来年度も行っていきたいと思えます。それから、今年と同じく、厚生労働省、環境省における海岸の不法投棄監視、また山間部の夜間監視等におきましては、今、厚生労働省、環境省のほうに来年の事業を認めてもらえるよう申請を上げてございますので、これらが認められれば今年度規模ぐらいで来年も行えると思ってございます。

○井川委員

よろしく願いいたします。

○横田委員

◎地方自治体の契約等について

私のほうからは、契約管財課を中心にお聞きいたします。

今年の夏ごろでしたか、足寄町を発端に、地方自治体が物品購入する際に、当然、市町村で違うのですが、議会の議決を得ないで物品を購入したとして、夕張市だとか網走市、あるいは根室市等々が報道されました。小樽市の場合はどうなのですかというふうになりますので、第3回定例会のときでしたか、契約管財課長に大丈夫なのかと聞きましたら、絶対に大丈夫ですと言われたのです。彼はうそをつく方ではありませんから、そのとおりだと思うのです。

私が今日質問しているのは、何かおかしいのがあるのではないかという話ではなくて、違う話になるのですけれども、まず、地方自治法と本市の条例に物品購入は議会の議決を得なければならないとの条文があるのですが、これをちょっと説明してもらえますか。

○（財政）契約管財課長

小樽市の場合、議会で議決をすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で規定されております。このベースとなるものは、地方自治法第96条の議決事件という項目がございまして、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること、また、政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすることとなっております。政令によりまして、市においては工事又は製造の請負については1億5,000万円、不動産又は動産の買入れなどについては2,000万円、この金額を下らない金額を各地方自治体で定めなさいという形に沿いまして、市の条例の中で、工事又は製造の請負については予定価格1億5,000万円以上のもの、財産の取得又は処分などについては予定価格3,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れなどという規定に沿って処理を行っております。

○横田委員

整理すると、本市の条例では1億5,000万円以上の工事又は請負、それから、3,000万円以上の物品購入、不動産、動産の買入れ等ということだと思います。

過去10年間を振り返っていただきたいのですが、この条例に基づいて議決をした件数と内容を教えていただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

まず、工事の請負に関しましては21件ございます。製造の請負につきましては1件、土地の取得につきましては2件、不動産の贈与が1件、土地の処分が2件、動産の取得が1件という件数になっております。

○横田委員

工事請負は、当然、市営住宅をつくったなどで議決を受けていますので、今回、こちらは抜いておこうと思えますが、いわゆる新聞報道等で問題になった動産の、それこそ自治体が違いますから、2,000万円と3,000万円がありますけれども、1,200万円というところもあったのかな、動産の取得について議決をした件数と内容は何でしょうか。

○（財政）契約管財課長

平成18年の指定ごみ袋の購入で3,100万円程度の金額で議決をいただいております。

○横田委員

物品購入で議決を得たというものは10年間でその1件なのですね。もう10年振り返ればわかりませんが、1件しかないということでもあります。

先般、財産内訳書を閲覧していましたら、消防自動車をはじめ、高額な車両を随分と買っているのです。当然、これはいいのです。もちろん、3,000万円を超えた車両等々があります。一番高いのは六千数百万円ぐらいだったでしょうか。本年の第1回定例会でも6,000万円以上の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車が予算に上がりまして、買われたのだと思います。

こういったものは議決を得ていないのですが、これについてはなぜ得ていないのかを説明してください。

○（財政）契約管財課長

今年度の消防自動車のことに関しまして、全体では契約金額が6,289万6,000円となっております。その内容としては、本体車体を購入しまして、契約者が、艀装品といいますか、ポンプをつけたり、水洗弁をつけたり、小樽市独自でこういうものをつけてくださいという仕様で発注しております。この辺の割合というか、車体価格自体は約1,800万円で、それ以外の金額がそういう艀装工作、艀装というのは、要するにうそではなくて、装備としてつけております。そういう全体的な仕様の中身を勘案しまして請負ということで契約しております。

○横田委員

わかりました。

ざっと見ただけで、消防自動車が中心ですけれども、6,700万円、8,000万円、5,200万円、3,800万円、4,100万円、4,200万円、それから今の6,700万円と大きな金額があるのは、請負としてやっているから、1億5,000万円以下なので議決は要らないだろうということなのでしょう。そういうふうに聞こえました。いわゆる、小樽仕様としてオプションにするので、一つの請負契約ということだと思うのですが、そういうふうに理解していいのですか。

○（財政）契約管財課長

はい。

○横田委員

先ほどの地方自治法の第96条、第97条、それから、それを受けての本市の条例の物品購入は3,000万円以上、工事請負契約は1億5,000万円以上という法の定め趣旨といえましょうか、条例の趣旨です。なぜ3,000万円以上のもの、あるいは1億5,000万円以上のものを議会の議決に付しなさいというふうに規定しているのでしょうか。法の趣旨ということでお聞きします。

○（財政）契約管財課長

ある程度の金額規模を超えたものについては議会の議決を経なさいということが趣旨かと思いますが、その金額というものが、国において、施行令で2,000万円を下らないものという規定になっております。下らないということは、それ以上は市で判断してやりなさいという形になっております。小樽市では、工事、製造の請負については1億5,000万円を下らないものについてという条例にしておりまして、不動産、物品については2,000万円以上ですから3,000万円ということで小樽市の条例をつくっているという流れになってございます。

○（財政）財政部長

地方自治法の趣旨の関係ですが、例えば、都道府県ですと、今の製造請負は5億円です。そういう自治体の行政レベル、財政レベルに応じて、いわゆる重要な財産の取得や多額の工事については契約に当たってきちんと議会の議決をちょうだいしなさいという趣旨だと思います。

それがなぜ市にあっては1億5,000万円かと申しますと、その辺はちょっとわかりませんが、都道府県、政

令市、市、町村というそれぞれのレベルで地方自治法の区分ができておりますので、趣旨としてはその程度が重要な案件というふうに国で想定して法律ができているのだと思っております。

○横田委員

今、部長が説明してくれた前段の部分を私は聞きたかったのです。要するに、税金を使うわけですから、一定程度の金額のもの、簡単に言うと高いものですね。高額なものを買うときには、当然、予算で議決をするでしょうけれども、現実購入するときには、小樽市では3,000万円というラインですが、高額なものを買ったのだということを経営で議決して、重要な案件だということだと思ふのです。1億5,000万円もしかりです。私は、そういうことで一定の金額を決めて、きちんと議会の議決に付しなさいということだと思ふのです。

そうすると、いろいろなオプションをつけて、艀装工作をして3,000万円をはるかに超えたものを購入されるのはいいのですけれども、それを1億5,000万円以下だからということは何も議決に付さないでやっているのは果たしてどうなのかと。法には全く違反していないとは思いますが。

この夏以降、各自治体の中で、議会の議決を経ないで違法状態だったものは、おおむね消防自動車が多いのですが、根室市では10件のうち9件が消防自動車です。請負契約で1億数千万円ではなくて、動産の取得で3,000万円を超えていたのですけれども、それを議決しなかったということで後に追加認定しています。

消防自動車を例にしていますけれども、本市はいろいろなオプションをつけるのだから請負契約だというふうに言っている。しかし、根室市やほかの市も、全部つけて買ってそれは3,000万円以上したのだから、議会の議決を経なければならなかったのだけれども、失念していたという言い方です。どちらが市民の目に優しいのか、丁寧なのかというと、先ほどの法の趣旨にも照らすと、オプションをつけて3,000万円を超えたものも、そういう仕組みになっていないからできないのかもしれないけれども、議決してもらったほうがわかりやすくいいのかと思うのです。

根室市は、ショーウインドーに並んでいる消防自動車を買ってきてと言いましようか、何もオプションをつけていないものを買っているわけがないのです。やはり、小樽市と同じように、はしごをつけたりだとかいろいろしていると思うのです。そういった自治体ごとに——ごめんなさい、今は消防自動車の話だけをしていますけれども、ほかのものもあると思うのです。契約の仕方が違うというだけで、議会に明らかにしないということではないですし、予算を審議しているから明らかにしているのですけれども、議決を経ないということについて当局はどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○財政部長

おっしゃる意味はよくわかります。

消防自動車に限らず、物品の購入か、製造請負かについて非常に判断を迷う案件はございます。私どもも、議決をちょうだいすることに消極的であってそちらの方法をとっているということでは決してございませんけれども、実は、この消防自動車の購入の仕方は、委員からもございましたように、製造請負とか物品の購入と取扱いがまちまちでございます。

今回、平成22年度の消防自動車の購入に当たりまして、私どもも、他市の状況、いろいろな考え方を調査させていただきました。本市のように製造請負の割合が高いという部分については、やはりそちらを選択されているところも多いように伺いました。ただ、委員の御質問の趣旨もわかりますので、この点については、また研究させていただきたいと思っております。議決を受ける案件の金額を変えるということは法令上できませんけれども、物によってどういうふうな購入の仕方が適切なのかということとはもう少し研究させていただきたいと思っております。

○横田委員

繰り返しになりますけれども、議会の議決自体を、部長が今おっしゃったように面倒だからしないということでは絶対にないと思います。高額なものを頻繁に買える財政状態でもないわけですから、今後出てくるにしても件数

としてはそんなに多くないと思うのです。そうであれば、契約の方法を動産の取得にして議決をもらったほうがよろしいのかという気がするのです。隠しているということではないのです。ですから、研究していただけるということです、わかりやすい格好にしていればということで研究をお願いいたします。

ちなみに、参考までにですけれども、私が拾った新聞記事で申しわけないのですが、足寄町が最初だったのです。足寄町は、小・中学校の教育用パソコンです。ここは1,200万円にしていたので、それ以上だったということです。それから、夕張市です。中学校の給食調理場の厨房の施設備品、それから、ポンプつき水槽車です。それから、根室市は、先ほど言ったように消防自動車 9 台です。網走市は、除雪車と草刈り機と小学校教職員用パソコンが148 台うんぬんと、高額なものをこうやって買いますということをお知らせすることは決して何のマイナスにもならないし、議案として出したからといって、予算で可決していればそれに反対することもないように思います。ただ、議案としてしっかり残っているということのほうがよろしいかと思いますので、そんなことをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

答弁はいいですか。

○横田委員

先ほど部長からいただきましたので、結構です。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎新・市民プールについて

私は、プールに関しまして質問させていただきます。

今定例会でも何人かの方から御質問があったと思うのですけれども、まず、以前駅前にありました室内水泳プールについて確認させていただきたいと思います。

室内水泳プールが閉鎖になるまでの経緯がなかなか詳しくわからなかったものですから、閉鎖になるまでの経緯を教えてくださいませんか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小樽駅前にございました室内水泳プールにつきましては、平成18年 9 月に小樽駅前第三ビル周辺地区再開発事業に基づきます都市計画の決定が告示されまして、それに基づきまして再開発組合の設立が動き出したことから、教育委員会として再開発準備会に室内水泳プールの存続を求めておりましたが、これを断念いたしまして19年 4 月からの高島小学校温水プールの一部改修を行う形で代替施設として開設したという経緯になってございます。

○秋元委員

そこで、閉鎖になるまでの室内水泳プールの収支の状況について聞きたいのです。

過去 3 年間ぐらいでいいのですけれども、収支の状況と、簡単な発想で申しわけないのですけれども、万が一、赤字になっていたとすれば、利用者の数で割り返したときに 1 人当たりどのぐらいの金額になるのか、教えていただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成19年に室内水泳プールが閉鎖いたしましたものですから、16年度、17年度、18年度の 3 か年について報告申し上げます。

端数は外しておりますが、16年度の歳入は933万4,000円、歳出が5,139万5,000円です。17年度の歳入が867万9,000円、歳出が5,459万1,000円です。18年度の歳入が788万2,000円、歳出が5,476万4,000円となっております。

歳出に係る 1 人当たりの単価になりますが、16年度は1,032円、17年度が1,154円、18年度が1,282円となっております。

○秋元委員

わかりました。

そこで、この 3 年間でいいのですが、入場者数の推移です。また、わかればいいのですが、年齢層、どのぐらいの団体が利用されていたのか、年間どのぐらいの数の大会を行ってきたのか、お答えいただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどと同じく、平成16年度、17年度、18年度で答えさせていただきます。

16年度が総体で 4 万9,793名の利用でございました。その中で、年齢的には小・中学校、高校生、一般、高齢者、また無料というジャンルがございまして、それについては年齢層が区別されておりますませんが、それと、専用の団体利用がありますので、これに分けて説明をさせていただきます。

16年度は、小・中学生が 1 万122人、高校生が556人、一般が 1 万3,070人、高齢者が6,866人、無料の方が3,277人、専用が 1 万5,902人で、合計 4 万9,793人です。17年度は、小・中学生が 1 万854人、高校生が608人、一般が 1 万4,436人、高齢者が6,906人、無料が3,113人、専用使用が 1 万1,371人で、合計 4 万7,288人です。18年度は、小・中学生が9,924人、高校生が318人、一般が 1 万3,873人、高齢者が6,202人、無料が2,824人、専用が9,571人、合計 4 万2,712人となっております。

年間で大会がございしますのは、中体連と市民大会、小・中・高大会、あと、突発的な大会等がございまして、大体、年 3 回から 4 回ぐらい開催しておりまして、これは毎年同じような開催状況でございます。

○秋元委員

わかりました。

そこで、利用者がほぼ 4 万人で 5 万人にいかないぐらいで横ばいの状況が続いておりまして、今、毎定例会ごとに新・市民プールを建設していただきたいという陳情が増えておりますけれども、新しいプールをつくるに当たって、利用者増といいますか、本当は結構利用者が減っているのかと思ったのですが、横ばいのまま推移しているということですが、利用者を増やしていくという部分では、第 6 次小樽市総合計画の基本計画で平成30年までの目標値でいろいろな体育施設の成果指標として20万人というふうに記載されていますが、新・市民プールではどのぐらいを見込んでいますか。

○（教育）吉井主幹

室内水泳プールが開設した当時、マックスで約10万人という利用者数がございました。それから、今、委員がおっしゃったように、年々減ってきている中で、最終的に新・市民プールができたら当時の利用者数を目標値にしていきたいという考え方で、10万人程度ということで見込んでおります。

○秋元委員

そこで、いろいろと考えるところがあるのですが、例えば、10万人から約 4 万人、5 万人をちょっと切るぐらいまで減っていったという状況で、人口減という状況ももちろんあるのでしょうけれども、利用者が減ったということについてはどういうふうに分析していますか。

○（教育）吉井主幹

室内水泳プールが開館してから大体平成五、六年ぐらいまで、市内のプールは駅前の室内水泳プール一つしかなかったということがございました。それで、平成 6 年に学校の室内温水プールという形で、高島小学校温水プールができて、そこも市民開放をしたことで利用者数が少し分散した部分もございます。その後、平成に入りましてから、民間のプールができたことによっても利用者数の減が考えられると思います。また、委員がおっしゃったように、少子高齢化の影響もあるのではないかと思います。

○秋元委員

例えば、民間ですと料金の違いとか設備の違いもあると思うのですが、そういう部分は影響しないのでしょうか。

○（教育）吉井主幹

民間のプールと市営プールとでは、そもそもの基本的な考え方が違うといえますか、市営プールの場合は広く市民に開放するという形のプールで、公共施設である以上、料金は各市町村等の条例の施設使用料等に合わせた基準で設定しております。民間のプールの場合は、目的に合った料金設定になっていると思いますし、また、多様化するニーズにこたえるということからいきますと、民間プールと市営プールの料金の格差は仕方がないものだと思います。

○秋元委員

先ほど平成30年までに10万人を目標にしたいということですが、約5万人の利用者を増やすということで、今言われたように、市営プールと民間プールの目的は確かに違うと思うのですが、市民の求めているニーズが市営プールに——もちろん、私も市営プールはあったほうがいいと思うのですが、先ほど収支の状況を聞いても、収入と支出の部分でかなりの差額がありますから、その辺をどういうふうに考えていくのかということで、5万人も増やすからにはそれなりの努力も必要ですし、もちろん魅力とか市民の方々に来てもらえるような何かしらの努力があると思うのですが、今から考えている部分はあるのでしょうか。

○教育部長

担当者はもともと駅前の室内水泳プールの開設当時からいた人間なものですから、希望としては、昭和五十一年、二年だったと思いますけれども、室内水泳プールをオープンしたときのピーク時の利用者数の10万人ということで申し上げました。しかし、端的に言いまして、今の人口状況、それから、駅前にできたときには市内にああいった温水プールは初めてだったものですからたくさんの市民の方に使っていただきましたけれども、それ以降は三つですか、若松、築港地区にもありますし、花園地区にも、民間プールが多くできてきたと。もちろん、用途の使い分けというか、それぞれの用途区分は違いますけれども、そういった部分では影響しているだろうというふうには思っております。

私どもも、従前からいろいろ議論されている部分なのですが、市内にある民間プールの場合、ほとんどが会員制という形態をとっています。料金が高かったところが、今は安くなったりいろいろな経過があるわけですが、そういった部分からすれば、子供が使う、あるいは高齢者の方々が使う部分では、民間プールではなかなか追い切れない部分もあるのかというふうには思っています。

例えば、一つの数字として、駅前の室内水泳プールがなくなって高島小学校温水プールを代替として使っているのですが、実は利用者が1万人ほど減っています。駅前では4万人ほどにお使いいただいていたのですが、高島小学校に移って3万人ほどになっています。ただ、この1万人の減った部分が、一般利用と市が直営でやっている教室なのです。専用利用の部分は基本的に変わっておりません。やはり、高島という遠い場所にあることでの不便さで、これは利用者の方から言われております。

ですから、私どもとしては、何とか、現実には不便になっている、1万人が減ったという実態を見れば、中心部での何らかの形での対応、新・市民プールの建設ということも含めて、子供あるいは高齢者の方が来られるような体制をつくっていかねばならないのではないかと考えております。

○秋元委員

ぜひ、利用者が増えるように努力していただきたいと思います。

そこで、新・市民プールの規模についてはこれからいろいろと計画されていくと思うのですが、総合計画の前期実施計画などを見ても、どの程度の規模のプールを建設していくお考えなのかかわからないのですが、例

えば、さまざまな水泳の大会を開けるような市営プールを目指していくというふうには思うのですけれども、最低限の大会が開かれるようなプールの基準というのはどのようなものなのでしょうか。

○（教育）吉井主幹

競技大会を開ける基準につきましては、日本水泳連盟の公認プール規則というものがございます。その中で、国内の基準競泳プールといたしましては、長さが25.01から02メートル、水深については1メートル以上、プールの幅については10.4メートル以上で、コースの幅については2メートルから2メートル50センチ、コースの数については最低でも5コース以上が必要となっております。

○秋元委員

そこで、大会が開ける最低基準のプールをつくったとして、運営費や建設費も含めて収支がとんとんといいますか、黒字になるようにしていく場合、どのぐらいの利用者数がなければいけないのかという部分で、土地などは別にして建物だけを単純に考えて最低限どのぐらいの建設費が見込まれるのか。当然、なかなか厳しいと思うのですが、数年間かけて、年間においては黒字にしていきたいとは思っているのですけれども、どのぐらいの人数に利用してもらえれば赤字にならないで済むのかというようなことは計算していますか。

○（教育）吉井主幹

新・市民プールができてからの維持経費、そして建設費等も含めて言いますと、実際にどれぐらいの規模でどれぐらいの維持経費がかかるのか、まだ試算できる状態ではございませんので、黒字になるような形では考えていきたいとは思いますが、最低5万人以上は入っていただけるようにと。

○教育部長

先ほど申し上げましたけれども、駅前の室内水泳プールが1年間通年で使えたのが平成18年度で、そのときの運営経費と歳入の部分で説明をさせていただきました。そのときの維持・管理経費が約5,400万円、それから、歳入が4万人ちょっとに使っていただきましたけれども、約780万円です。ですから、これをペイしようと思えば、5倍ですから、それは不可能な話です。やはり公共施設ですから、まずは市民の皆さんにお使いいただくと。ただ、運営形態等の中では、当時、室内水泳プールは直営でやっておりましたが、今、総合体育館でやっております指定管理者制度とか、そういった運営上のいろいろな工夫はやっていかなければならないと考えておりますけれども、入館料で経費を賄うことは不可能だというふうに御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

私も難しいとは思いますが。ただ、赤字をどこまで抑えられるのかということでは、工夫はしていかなければならないと思いますし、その赤字の許容範囲といいますか、プールを使わない市民の人たちも負担しているわけですから、その辺をどういうふうに考えていくかということだと思うのです。

ぜひ工夫はしていただきたいと思いますが、私も新・市民プールを早くつくってほしいという要望をたくさんいただきます。高島までは無理だということで民間のプールに通っている高齢の方からもいろいろな話を聞きますし、ぜひ早く開設してもらいたいという思いは皆さんと同じなのです。

ただ、平成16年度から18年度の部分を見てもかなりの赤字があるわけで、施設管理費、維持費、改修費等も含めて、当然、長期化すれば経費がどんどんかさんでいくわけですから、その辺をしっかりと工夫していかなければならないと思います。また、総合計画の前期実施計画の中では22年末から先進事例の調査をするということになっています。ほかの市の先進事例の調査という部分は含まれないのですか。

○教育部長

最初に、先進事例の調査の関係です。

私どもは、プールの規模も調査対象の一つとしております。アンケートの中では、やはり50メートルという御意見もありますけれども、小樽規模のまちではそういったことは難しいだろうと思っております。また、幼児用のプ

ールなど、いろいろな遊びのものがあるプールとか、浅くて小さいプールとか、いろいろなものがありますので、一つはそういう施設面の部分です。それから、繰り返しになりますけれども、運営面でほかの市の調査もさせていただいております。単に、市の職員がいて運営するということではなくて、指定管理にした場合と直営の場合でどの程度の違いがあるのか、あるいは、市民サービス上、どういうふうになるのか、そういった調査もさせていただいているところです。

いずれにしても、新・市民プールについては、議会でも毎回御議論をいただいておりますし、私どもは前期実施計画にのせているものに基づいて仕事をしていかなければならないというふうには考えておりますが、一方では、今、委員からもございましたとおり、遠いということで大変御不便をおかけしているという部分もございます。その意味では、本会議で教育長からも説明しましたが、市内にある民間プールの一部を活用して市民の皆さんへのサービスの向上を図っていく、そのようなことも具体的に検討していかなければならないと思っております。

○秋元委員

そこで、平成25年度までに基本設計、実施設計を進めていくということで、今、先進事例も調査しているというのですが、例えば、中心部につくっていただきたいという声は全くそのとおりだとは思いますが、今後、学校の統廃合が進む中で、廃校になった学校の跡地利用も考えられるのか、そして、先進事例の調査の中で、ほかの市が運営している市営プールで黒字になっている場所はないのかどうかということですが、その辺はどうですか。

○教育部長

おしかりを受けますと思いますが、一つは、市営プールといいますか、公営プールで黒字になるということ自体、私どもは想定しておりません。きっと不可能だろうというふうに思っております。私どもは、今後、指定管理でやっているところでは経費でどれぐらいかかるのかという調査はしてみたいと思っておりますので、その中で、他市の市営プール、町営プールの収支状況なども調査していきたいと思っております。

それから、もう一点は学校との関係です。敷地の問題は、議会でもいろいろと御審議をいただいております。私どもとしては、今この段階で新たに土地を買ってということはなかなか考えづらい部分がありますので、できるだけ市で持っている土地を使つてのプール建設を軸に考えていかなければならないというふうには思っております。実は、今までの議論の中でも、教育委員会の庁舎が入っている旧東山中学校のグラウンドはどうなのだというお話も伺っております。

そういった意味では、今後、学校の再編が進んでいく中で、新・市民プールの適地があれば、当然、一つの候補地として検討していかなければならないと思っております。

○秋元委員

わかりました。私もまた勉強して質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員

◎除雪について

初めに、除雪について1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

以前、新聞報道にもありましたが、開発局の除雪費の予算が削減されたということで、市長も本会議で大変心配していると発言されました。

まず、予算等の内容について、確認されている状況、わかっている状況がありましたら教えていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

国の予算の削減による影響ですけれども、除雪基準の一部見直しがございました。内容といたしましては、新雪除雪につきましては5センチメートルから10センチメートル程度で出動でしたが、これにつきましては昨年と基準

に変わりがございません。しかし、運搬排雪につきましては、昨年度は 2 回から 3 回でしたが、今年度は 1 回から 2 回と聞いております。また、凍結防止剤の散布につきましては、昨年度は 1 平方メートル当たり 30 グラムでしたが、今年度は 20 グラムに抑制すると伺っております。

○高橋委員

それで、本市にかかわって除雪体制とか除雪作業にどういう影響があるのか、その影響についてはどのように考えていますか。

○（建設）雪対策課長

今年の冬に初めて直面することになりますので現時点で想定することは難しいですが、市道を迂回路として使用する車両もふえることや排雪の回数が減ることから、交差点の巻き込む部分に雪山等が残るなどの状況が心配されるところでございます。

○高橋委員

今後、考えられることに対してどのように対応しようと考えているのか、その対策といいますか、考え方について教えていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

先ほど説明しました繰り返しになりますが、今年の冬に初めて直面することになりますので現時点で想定することは難しいですが、現場の状況を確認しながら、必要に応じて小樽開発建設部と連携を図り、対応していきたいと考えております。

○高橋委員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

◎産業廃棄物最終処分場について

それでは、質問を変えまして、産業廃棄物最終処分場について確認したいと思います。

まず、産業廃棄物最終処分場の延命対策が第 3 回定例会の厚生常任委員会で報告されたと伺っております。この内容について伺いたいと思いますが、まず、残余容量の調査について、調査内容、業者名、調査費、調査期間、調査項目について教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

この調査の内容でございますが、塩谷でございます、通称寅吉沢と呼ばれております産業廃棄物最終処分場の残余容量の調査及び今後の計画の作成でございます。

内容としましては、まず、現況測量をいたしまして、計画高さのラインに比較してあと何立方メートルの容量があるかということを調査しました。それに基づきまして、今後の毎年の搬入量を推定しまして、それを割り返すとあとどれぐらい入るのかというような内容でございます。

それから、調査費は 577 万 5,000 円で、調査期間は平成 21 年 8 月 11 日から 22 年 1 月 22 日でございます。

業者は株式会社ドーコンでございます。

○高橋委員

調査結果とどのように延命対策を考えられたかという内容について説明をお願いします。

○（生活環境）竹内主幹

測量の結果でございますが、残余容量としましては 23 万立方メートルがあるということでございます。ただし、最終処分場の形としましては、下のほうにごみが入って上に土をかぶせて仕上げるというのが正しい形でございますが、この場合、先に大量の土砂が入ってしまっているものですから、その部分の土砂を一回掘削しまして、今後そこにごみを投入していきます。そして、最後に、一回、持ち上げた土砂を投入するという流れで延命対策を図っていくというような調査結果が出ております。

○高橋委員

ちょっと心配されるのは、埋まっている土砂です。その土質がどうなのかということが若干心配されるのです。例えば、コンクリートの破片が入っているとか、余計なものが入っていないかどうか、環境に影響があるものが入っていないかどうかということはいかがでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

まず先に、底に埋まっているものですが、寅吉沢の処分場の場合は、がれきや建設残土など、そういった比較的安定的な品目です。安定品目でないとすれば木材、廃材ぐらいのものでして、特に環境を悪化するようなものは基本的に入ってございません。

それで、実際に、今まで、全体で550万立方メートルの容量があるのですけれども、そこに対して23万立方メートルが残っておりまして、今まで埋まっているものの8割が建設残土ということで土砂が8割でございまして、実際問題、コンクリートももちろんたくさん入っておりますけれども、そういったものを分離しながら掘削作業を進めてまいりたいと思います。

○高橋委員

延命対策を行った場合に、どのぐらい延命されるかという年数は出ておりますか。

○（生活環境）竹内主幹

残余容量が23万立方メートルございました。最近は廃棄物の受入量が非常に減少しておりまして、土砂を抜かしますと年間で大体2万立方メートル程度の搬入量になってございますので、先ほど申しましたようなやり方で入れていくと、単純に考えて10年以上は大丈夫だろうと思います。また、掘削した土砂の一部を残土処分地に搬送しますので、さらに余裕をもって10年間程度は対応できるものというふうに考えております。

○高橋委員

それでは、桃内の一般廃棄物最終処分場に移りたいと思います。

今年の第1回定例会でも議論させていただきましたけれども、まず、埋立てされている状況を確認したいと思います。

一般廃棄物処理実施計画が立てられていますけれども、平成21年度の実績として、実施計画の数値との比較でどのような状態なのか、数量と達成率についてお知らせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

桃内の埋立実施計画に基づいて、実施計画は1万8,500立方メートルということになってございますけれども、実際に収集量と……。

○高橋委員

課長、今のは残余容量でしょう。1万8,500立方メートルというのは残余容量ではないのですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、平成21年度の埋立容量は計画では3万591立方メートルです。実績としましては4万4,551立方メートルになってございます。

○高橋委員

率としては140パーセント近くでしょうか。多いですね。

実施計画よりも多くなった理由はということなのでしょう。

○（生活環境）竹内主幹

平成21年度の部分ですけれども、実は、1期計画の部分の埋立地は斜面の埋立てになってございまして、ステップ状に仕上げていかなければなりません。そのステップの部分に、断面に台形状のかかなりの長さの堰堤をつくらなければなりませんので、それが本来の覆土、あるいは、最終覆土部分のほかに斜面埋立てゆえに必要な土砂が出て

まいます。1 期計画のほうは平らな部分の埋立てですから出てきません。そして、今回の21年度の部分では、堰堤をつくるための土砂が、たまたまほかの工事で大量に出るものがあったものですから、そういったものを入れたということで量が増えているということでございます。

○高橋委員

具体的な数字がないので確認したいのですけれども、実施計画の11ページに年間埋立容量が載っております。今のお話ですと、廃棄物と土砂量の二つしか項目がありませんけれども、廃棄物 1 万 5,616 立方メートル、土砂量は今おっしゃった堰堤も含めて 1 万 4,975 立方メートル、合計で 3 万 591 立方メートルと計画数値はなっております。先ほど報告をいただいたものが 4 万 4,000 立方メートルですから、この 2 番目の土砂量の堰堤の数値が大きく変わったということでしょうか。その数値を教えてください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

堰堤の埋立量ということでお答えします。

計画では、8,788 立方メートルと見込んでございましたけれども、平成21年度実績としては 1 万 8,900 立方メートルということでございます。

○高橋委員

そうすると、1 万立方メートル近く多いということですね。

この実施計画を立てたときには、その数値が盛り込まれていなかったのはなぜなのでしょう。

○（生活環境）竹内主幹

盛り込まれていなかったと言いますよりも、毎年、公共事業が非常に減ってございまして土砂の入手に苦勞しております。それで、既に何年も前に埋めたところをきちんと仕上げるための堰堤を今後追いでつくっているというようにございます。それをやるに当たっては、私どもがやる、やらないというよりも、そういった公共事業が別に出て、特に小樽市の公共事業だけでは全然足りなくて、開発局あるいは道にいろいろと営業に歩いて、そこで大量の土砂が出たときに運んでもらってそれを使うというようなことで、たまたま平成21年度のときには大量に入手することができたので、それを使って少しでも堰堤を仕上げていったという経過がございます。

○高橋委員

そうすると、予定していたよりも土をたくさん用意できたと、単純にそういうことなのですね。

次に、今年度の状況を確認したいと思いますけれども、同様に、平成22年度の実施計画の数値に対して現在までの埋立て状況について、先ほどのようにわかれば数値でお知らせをお願いしたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、大きい部分で申し上げますと、9 月末の数字になるのですけれども、土砂量では、今のところ約 1 万 2,300 トンという数字になっております。実施計画では、年間で 1 万 4,060 トンという数字になってございます。

○高橋委員

今のは土砂ですか。要するに、廃棄物と土砂と 2 種類あるでしょう。そんなに細かくは要らないのです。計画量で出ている廃棄物と土砂量は今の時点でどのぐらいなのかという単純な質問です。

○（生活環境）廃棄物対策課長

平成22年度の実施計画で言いますと、一般廃棄物は 8,490 トン、産業廃棄物は 7,160 トン、土砂量は 2 万 5,510 トン、合計 4 万 1,160 トンでございます。

9 月末の実績になりますけれども、一般廃棄物で言いますと……。

○高橋委員

その数値は後でいいです。先に進みます。

次に、平成22年度の計画での廃棄物最終処分場の残余容量について数値を教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

正確な残余容量につきましては、実際に測量をしておりませんので、数字をはっきり申し上げることはできません。今、ちょうど 1 期と 2 期の境界の横にまたがった部分を埋め立てております。それで、2 期の部分にもかかっているのですけれども、現時点ではまたがった中でも 1 期の部分にまだ 1 年間分ぐらいの余裕もあろうかというふうに考えてございます。

○高橋委員

計画の数値を聞いているので、ここに載っておりますけれども、10万1,500立方メートルになっております。

大体この計画どおりにいきそうですか。その見通しを教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

計画では、あと10万1,000立方メートルとなっておりますけれども、2期全体で13万立方メートルがあるわけでございます。今は1期と2期にまたがった部分を埋めているというふうに申し上げましたけれども、2期の部分に食い込んでいてというよりも1期の部分の残っているほうが見た目でも明らかにまだ多いのです。そういう意味では、2期部分の13万立方メートルはまだ食いつぶしていないという状況でございます。

○高橋委員

要するに、心配ないということですね。わかりました。

それで、今出ました2期計画で13万立方メートルということで施設ができ上がっているわけですが、当初は22万立方メートルでした。大幅に数値が下がって施設をつくったわけです。

改めて確認しますが、22万立方メートルから13万立方メートルに数値が減った理由について、簡単に結構ですから教えてください。

○（生活環境）竹内主幹

22万立方メートルから13万立方メートルに変わった理由は、これだという決定的なものはないのですけれども、実際のところ、平成12年から埋立てを行っておりますけれども、その後、ごみの有料化ですとか焼却炉の稼働といった大きな出来事がございました。当然、その中でも減量を想定してはいたのですけれども、実際にやっていく中で当初の予想以上に減量化されているというようなこともございました。いずれにしても、過去の実績を加味して推計し直したというものでございます。

○委員長

初日に理事者の皆さんに簡潔明瞭にというふうをお願いしたのですが、かみ合うような形でわかりやすく御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋委員

前回のときに、13万立方メートルの算出根拠となるデータを出していただきました。これによりますと、年間、大体2万立方メートルずつ埋まっていて、約13万立方メートルという数字になっております。

確認ですけれども、実施計画では、平成22年度の年間埋立量は3万2,964立方メートル、それで、いただいた数値、22年度では1万9,469立方メートルと大きな差があるわけですが、これは先ほどの堰堤の土砂の違いと確認してよろしいですか。

○（生活環境）竹内主幹

そのとおりです。

○高橋委員

確認したかったのは、全般的に数値は右肩下がりに毎年度ごみ量が減っていくので下がっていています。変わらないのが2点あるのですけれども、産業廃棄物の2点です。1点は、上下水道の汚泥が2,300立方メートルとずっと変わっておりません。原課に聞きましたら、水道局からのデータだという話でした。

水道局が出した2,300立方メートルは、なぜ一定の数字なのか、教えていただきたいと思います。

○水道局次長

下水処理水、雨水の汚泥が主なものです。下水の汚泥については焼却で処理しております。なので、今、処理水に限って、それを汚泥として処理場に持っていつているわけです。大体、年間に下水の処理水が処理場に入ってくるものはほぼ一定といいますか、大きく変動しておりません。実際に皆さんの使用量に応じてし尿が入っていくのですけれども、今のところそんなに大きな変動がないということで、その数値を使わせていただいております。

○高橋委員

ということは、人口が減少になっていってもそんなに大きく変動はないだろうという予想で数字を入れたということでしょうか。

○水道局次長

当然、先ほど言ったように、推計ということにはなるのですけれども、今の段階では大きな変動はしないだろうと考えております。

○高橋委員

わかりました。

もう一点気になっているのは、覆土の中にあるスラグです。これは焼却施設では必ず出てくるものですが、広域連合議会でも要望していますけれども、建設部で何とか再利用できないのだろうかというお話を何回かしております。全国的にもなかなか難しいようです。平成22年度は1,951立方メートルですけれども、若干ごみ量が減っていきますから減っていくのですが、建設部としてこのスラグの再利用について考え方をここで教えていただきたいと思っています。

○建設部飯田次長

スラグも含めて、資源のリサイクルは、現在、取り組まなければならない課題だというふうに思っておりますので、今後についてもさらに私どもの事業内容などを含めて検討したいというふうに思っております。

○高橋委員

スラグが減るとこの数字が減っていくわけですから、埋立てにも影響が出てくるということになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

これからが本題の質問ですけれども、現在の廃棄物最終処分場の次のスケジュールを実は議論したいわけです。

現在の桃内の事業をずっと行ってきたわけですけれども、この準備期間にどのくらい時間がかかったのか、これを教えてほしいのです。基本計画から始まって、用地取得、協議、測量、用地買収、基本設計、実施設計という流れで行くわけですけれども、大まかで結構ですから、工事実施までどのくらいの期間がかかるのかを教えてくださいませんか。

○（生活環境）竹内主幹

桃内の1期分を実施したときの工程といえましょうか、計画でございますけれども、平成5年くらいから2年間ぐらいにわたって適地の選定、地元との協議を徐々に進めておりまして、本格的な事業に入ったのは7年から11年までの5年間です。それで、最初のうちは測量や環境アセスメント、用地測量などを進めておりまして、2年目ぐらから用地買収、実施設計という中でさきの3年間で工事を実施したという形になっています。

○高橋委員

確認しますけれども、基本計画から実施設計終了まで、要するに、今のお話ですと工事の施工までに5年間かかったということでしょうか。

○（生活環境）竹内主幹

工事に3年間かかってございますので、最初の選定や地元協議に2年間ぐら、具体の測量、設計、用地補償に

2 年間ということで、2 年、2 年、3 年ということでございます。

○高橋委員

そうすると、実際の工事は 3 年間、準備期間が 4 年間ということでよろしいですか。

○（生活環境）竹内主幹

結構でございます。

○高橋委員

今の桃内の終了スケジュールは、現時点では平成 27 年というふうに確認されております。もし 27 年で終わるといふふうに限定しますと、そのときには次の新しい施設ができていなければならないことになります。それで逆算すると、同じものをつくるとして工事に 3 年かかりますから、24 年には着工していなければならないということになります。そうすると、準備期間で同じように 4 年かかるとすると、もう既にさまざまな準備が始まっていなければ前回と同じようなスケジュールでは進まないということになりますが、この辺の認識はいかがでしょうか。

○生活環境部長

確かに、委員がおっしゃったとおり、そろそろ埋立処分場の将来の段取りを考える時期に来ているかと思います。

ただ、場所があつて、そこに住む人がいて初めて物事が進むという非常にデリケートな部分を含んでおります。逆に言うと、これが一番の課題です。我々としては、焼却場も埋立地も環境を守る施設だというふうに考えているところですが、住民にとってはやはり来てもらいたくない施設だという認識でおりますので、慎重の上にも慎重に物事を進めていきたいと今は考えているところです。

ただ、1 期、2 期と桃内で施設建設をしましたけれども、その際に、先ほど主幹が言ったとおり、適地選定という作業を行っております。この作業は、当然、小樽の地形が大きく変わるわけではありませんから、これからの埋立地を探す場合でも、適地選定で名乗りが上がったといいますか、候補になった地区をまず先に考えなければならぬということなのです。

それから、埋立地の水処理の機種選定にも時間がかかりました。これは、前例といいますか、うまく動いている水処理施設がありますので、それを踏襲することになるとそこら辺の期間も短くなると思います。また、現在の埋立地は、今、主幹が言ったとおり、1 年、2 年延ばしていけるのではないかという目測もあります。ただ、それにしてもそろそろ動き出そうという時期に来ていることは認識しております。

○高橋委員

部長がそういうふうに言われるのですから、表立っては言えないけれども、実は内々に動いているのだという含みがあるのかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○生活環境部長

あまりはっきりとは言えませんが、私の頭の中は埋立地のことでいっぱいですけれども、先ほども言いましたように非常にデリケートな部分も含んでおりますので、本当に慎重に動いてまいりたい。まだ動いていないと言ったほうが正確だと思います。

○高橋委員

前に議論したときにもなかなか慎重な答弁しなかったわけですが、これは、また改めて議論したいと思います。

そこで、財政部に伺いますが、前回、1 期工事で 64 億円という大きな額を使って廃棄物最終処分場を建設したわけですが、第 6 次総合計画前期実施計画では数値はのっておりません。当然、後期の財政シミュレーションの視野に入っていると思うのですが、今後、新市立病院建設もあり、新・市民プールもあり、そして廃棄物最終処分場もありということで、財政部としてはどのようにとらえられているのか、生活環境部とどういう打合せをされてきたのか、その点を伺いたいと思います。

○財政部長

次の廃棄物最終処分場の件ですけれども、具体的なお話はまださせていただいておりません。しかし、多額な事業費がかかるということは十分に想定されるわけでございます。これらを含めて、来年は改選期になりますけれども、将来的な大きな事業を再度洗う中で、どの年度にどういう財政負担が大きいかかわってくるのかというあたりは、再度、財政部担当としてもその辺を見極め、精査をしながら御判断をいただくような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結します。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 47 分

再開 午後 3 時 9 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎新・市民プールについて

先ほど秋元委員からプールについて質問がありましたけれども、文部科学省の関係ということで、教育委員会が答弁されるのですけれども、本来、こういうケースに関しては、行政目的はもう変えたほうがいいのではないかと、そういうことを私は申し上げておきました。生涯スポーツ課でおやりになるよりも、ほとんどのお年寄りが使われるのは予防医療といった目的で、健康保持のためにおやりになっているというふうにお聞きしていますし、これからそういうニーズが増えると思うのです。

そういう意味で言うと、国の補助制度がどうなのかということもありますけれども、私は、やはり行政目的は予防医療ということで新・市民プールはぜひ検討してほしいというふうに思います。これは、お答えは別に要らないのですけれども、そこのところをまず申し上げておいて、質問に入らせていただきたいと思います。お答えいただけるのであれば、後でまとめてお答えください。

◎文学館・美術館整備について

もう一件です。

私もちょっと忘れておりましたので、突然の質問になると思いますが、文学館・美術館整備については、機会があるごとにずっと質問させていただいております。整備が今ようやく大分進んで非常にすっきりした形になってきたかなというふうに思っておりまして、若干、私の思っていたものにならなかったところも多々あるのですけれども、予算 1,500 万円の中でよくあれだけのことをおやりになったな、もうちょっと予算をつけていただけなかったかなというふうに思うところがあります。そういう中で、ポプラは切られたのですけれども、電柱は残っているわけです。やはり、あの景観の中に電柱が残っているということは大変問題があるということは申し上げておきました。

それで、これは予算にはなかったわけですが、当然、工事発注に関しては 10 割で発注されることはないわけですから、9 割なり、最近なら 8 割というものもありますね。そういう中で、1 億 7,000 万円の工事費の発注ですから、残った分でできれば電柱移設をぜひお願いしたいということを申し上げていたのですけれども、その後、どのように検討されたのか、お答えいただける部分で結構でありますので、お答えをいただきたいと思います。

○教育部青木次長

今、お尋ねがありました文学館・美術館の外構の電柱の件でございます。

11月末までに多目的広場ということで整備が終わりまして、委員がおっしゃったように、旧手宮線と一体化した景観がそこに生まれました。電柱につきましては、ちょっと違和感というか、そういうところがございました。外構の工事については済んだわけですが、今後、1階と2階の電気設備工事ということでやってございますが、その中で一部設計変更を行いまして、現在の電柱を海側のほうに移設できないかということで検討してございます。細部についてはまだ詰めていない部分もございますが、方向としてはそういうことで、現在の文学館・美術館の海側の新たにつくられる駐車場側のほうの電柱から電気あるいは電話線を館の中に引き込む形での設計変更を行いたいと考えてございます。

○山口委員

大変うれしい答弁で、ぜひよろしく願い申し上げます。

◎多重債務問題について

本題に入ります。

多重債務の件についてはしばらく質問をしていなかったのですけれども、最近、いわゆる貸金業者のほうも過払い金の返済で会社がつぶれたりしているわけですが、今後の問題もあるのですね。特に、今、収入の3分の1という規制がかかってきていますので、そうすると、ある意味ではヤミ金のほうに潜っていくようなこともあると思うのです。やはり、相談体制が今のままでいいのかという問題がある程度出てくるのではないかと。

新聞等でも結構書かれておりますけれども、盛岡市では大変先進的な事例をやっていらっしゃるって、本市の場合には消費者協会に振っているのですけれども、道内でも、函館市では、自前で職員を配置して4人体制で暮らしの相談を全般に行っているというような事例もあります。そういうところで、特に多重債務やヤミ金の相談をされているということで、まず、その体制以前に、今の本市の相談状況、特に多重債務については週に2回でしたか、消費者協会のほうで多重債務専門の相談を受ける窓口を配置していただいてもう2年近くになるわけです。そうなって以降、相談の状況について1回お聞きしましたが、今年に入ってから状況がどうなっているのか、まずお知らせいただきたいなと。

そういう中で、多重債務の内容とか、例えば、最近になってヤミ金のお話が出てきたとか、最近の傾向なども教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○（生活環境）生活安全課長

多重債務に関しましては、私から報告いたします。

今年度に入ってから相談件数につきましては、11月末の報告がまだ出ておりませんので、10月末の件数で答弁いたします。

今年度におきましては72件、前年度は103件ということで、相談件数では約3割落ちております。内容と申しますと、消費者センターのほうで相談員が毎週木曜日に多重債務の相談の専用日を設けていますけれども、基本的には、消費者センターで内容を聞きながら、書類をまとめて、専門の解決機関である弁護士、司法書士に同行して解決するのが原則でございます。その中で、1件1件の内容については具体的には掌握しておりませんが、6月18日に貸金業法改正の完全施行が行われて総量規制が収入の3分の1ということになった影響かどうか、はっきりはつかめませんが、自己破産件数が多くなってきているのではないかなという傾向にあります。

○山口委員

件数が下がっていったというのはどういうふうな分析をされているのかわかりませんが、いずれにしても、市内経済を見ますと、そんなにと言うよりも、全然いい傾向ではありませんね。そういう中で、やはり、市民の生活相談を一手に引き受けているところがあると思うのです。

先ほど函館市の例も挙げましたが、私は、前にも説明申し上げましたが、今の相談体制は、消費者協会でほとんどボランティアに近い状態でやっただけでいるんですね。私が心配するのは、ベテランの相談員が多重債務の相談をやっただけだと聞いておりますけれども、こういう方々が若い方々に技術を継いでいただく、そういうふうなことを今はできる体制なのかという、これは大変不安があるわけです。そういう意味で、私は、財政がよくなったとは言いませんが、金銭的な待遇をもう少し考える時期に来ているのではないかというふうに思うわけです。

これは、生活安全課のほうでお答えできることではないと思いますけれども、そういうことについて、まず、実態を生活安全課長からお話ししていただいて、今後の対策について、総務部でもよろしいですけれども、方向性をどういうふうと考えていらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

まず、今の委託料がどうなっているのか、個々の相談員の方がどの程度の報酬でやっただけなのか、この事実をお知らせいただきたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

委託料につきましては、消費生活相談、それから多重債務相談ということで別々に予算を組みまして委託料を支払っております。消費生活相談については348万円、多重債務相談については32万4,000円、合計380万4,000円という内容でございます。金額につきましては、ほとんど人件費という格好になります。

それから、体制は、5名の相談員がおりますが、基本的に人がいろいろかわって、委員のお話にありましたように若い方につなぐということがありますけれども、今は古い方が2名おります。山口委員がおっしゃったとおり、この方に多重債務相談をやっただけでいます。そのほかに、年数でいけば5年、4年、11か月という方がおります。当然、専門的な知識が必要な相談業務でございますので、小樽市としても、相模原市とか大阪市とか、近くでは札幌国民生活センターとか、いろいろと研修事業をやっておりますので、極力、行かせるようにしまして、その中で専門的な知識を吸収しながら相談員のレベルアップを図る、それから、当然、古い方と新しい方と同じような知識を身につけなければならないということで、消費者協会の中でもそういう方に対するフォローアップも出てくるだろうということで考えております。

ただ、市の専門職員を置かないということは、市の職員については定期的な異動もございますので、せっかく一人前になってもまた違う部署に行くことがありますので、逆に、その経験を長く生かせることによって消費者協会に委託しているという面も多々あるかと思っております。

○山口委員

相当先回りして答えていただきましたけれども、いずれにしても、5名で380万円とおっしゃいました。400万円に満たないということは、1人年間80万円まではいかないということですよ。これも多重債務相談の委託料32万円を足していただいてようやくこういう金額になっているわけです。相談の日数も増えたわけですが、私は、これはほとんどボランティアと言ってもいい数字だと思うのです。消費者相談というのは、単に多重債務だけではなくて、いろいろな相談があって、本当にだれでもできる業務ではないのです。今、議論もさせていただいて、例えば、徴税の部署から、料金の徴収の部署からも、全部ここに振っていただいて相談に乗っていただくようなことになっています。法律的な知識も当然必要ですし、相談というのはある意味では非常に人格的な要素も加味されてきますので、そういう専門業務に本当にこたえる金額なのかと思うわけです。特に、長くやっただけかなければいけないということですよ。市職員は3年とか4年で動きますけれども、この方々は、ずっと動かないで専門職でやっただけということになれば、当然、今の報酬でいいのか、委託料でいいのかということはあるので、そこところは、ぜひ、こんなことがなくて済む世の中になれば一番いいのですけれども、なかなかそんなことは期待できませんので、これは、来年というか、次の市長の課題になると思いますけれども、財政もようやく好転しましたので、お考え直しというか、改善を考えていただきたいと思いますが、総務部長、いかがですか。

○（生活環境）生活安全課長

相談員は5名ですが、基本的には1日3名体制という格好になります。時間も10時から5時までで、それを早出と遅出に分けて1時間ずつずらして行って、実質1日5時間の体制で今の相談をやっている状況でございます。上を見れば切りがない、下を見てもまたあれですが、基本的には消費者センターの運営を消費者協会に委託しているというのは小樽市を含めて8市、専門のところは、今、私の知っている限り、室蘭市が嘱託職員を使って1市となっております。賃金については、基本的には小樽市が低いということであって、大体平均的な数字できております。室蘭市は嘱託ですので、そんなに多い金額ではやっておりません。山口委員が言うことはよくわかります。待遇改善、専門的知識を持ってもっとやってやろう、そういうお考えは私のほうも十分わかりますけれども、こういう御時勢の中で全体的に経費の縮減が図られる中で、生活安全課としても、減らすのではなくて、現状維持に持っていくということで財政のほうにも予算づけをお願いしている、そういう事情も御推察願いたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○山口委員

こればかりやっていると次に行けませんので、いずれにしましても、今、時間のことをおっしゃいましたけれども、相談員の方にいろいろお話を聞きますと、やはり相談を聞いたらそのままそれで終わるという話ではなくて、自宅に持って帰って、解決がつくまでその人とかかわりを持ってやるわけです。単に時間で賃金というか、そういうふうに考えていっちゃるとしたら、これは大きな間違いだと思います。

ですから、今、課長のほうからお答えいただきましたけれども、将来はどうするのか、今のままでいいのかということについてどうなのかということがありますので、ぜひ、総務部長のほうから一定の抱負をお聞きできればと思いますけれども、いかがですか。

○総務部長

原部の答弁の域を出ないのですが、一つは、報酬の対価としてふさわしいかというのはやはり議論があるのだと思います。ただ一方で、今お話がありましたとおり、消費者協会といういわゆる市民団体というか、その種のことを専門に、ある意味でボランティア意識も含めてなさっている方々に受けていただいていると。こちら側の甘えと言われれば甘えなのでしょうけれども、そういった組織にお願いしているという部分では、一定程度、我々も意識しながらこれまで委託そのものをお願いしてきています。ですから、そのような中で推移をしているということだと思います。

ただ、今後、いろいろな意味で、我々も直接の嘱託員とか臨時職員についてはそれぞれの業務の内容によっては単価を変えたりしていますので、そういうことはやはりあるのだと思います。ですから、当然、原部のほうで協会の皆さんと話し合いをしながらそういう議論というのはしていくのでしょうし、これからはあるのだと思いますので、その推移を見たいというふうには思います。

○山口委員

ついでに、プールのほうはどうですか。

○総務部長

もとあったプールの話は、おっしゃるとおりで、プールそのものの存立意義という意味からすると、昨今、予防医療というのですか、切り口としてそういう側面があるのも事実だと思います。ただ、そうであればプール事業そのものをその切り口でもって市全体で位置づけていくかということ、必ずしもそうはならないのだと思います。スポーツ・レクリエーションの場としてのプールというのがやはりあって、もう一つあるのなら切り口が加わったということですから、山口委員からすると今度はそちらのほうでというのは意味としてはわかりますけれども、教育委員会の中でやっている事業としてはやはりそちらを優先しながら、ただ一方では、新たな切り口もあるので、そちらは応援団としてそういう声を上げてくれればいいのか、そんな感じがします。

○山口委員

◎生活保護について

質問を変えます。

今度は、生活保護の状況についてお聞きしたいのですけれども、気になる記事を10月3日の北海道新聞で見まして、全国の政令指定都市の市長会が国に対して生活保護制度の改善などを要望したということです。これは、事実、こういうふうになれば大変だなというふうに思いまして、小樽市の実態も含めてちょっと調べてお聞きしなければいけないなと思いまして、今日は質問しようと思っております。

これは、主にどういうことかという、保護費が増大していて実際に財政を圧迫しているという問題意識です。この中で、特にどういうことを要望するかという、医療費が大変増えていますよと。そこについては、保護費の中で一部負担をしてもらったらどうかというような提案なのです。保護費というのは、生活に最低限必要な金額が支給されているわけで、そこからまた医療費を出せというのはちょっと矛盾があるかなと私は思っています。

まず、小樽市の実態です。昨年の生活扶助費と医療費の内訳です。全体では86億9,400万円となっています。90億円ぐらい見られていたのが、そんなに増えることにはならなくて86億円で済んだということで大変安堵しているわけですが、そういう中でも、生活扶助にかかわって支出をされた分と医療費で支出された分がどういう内訳になっているのか、教えてください。

○（福祉）生活支援第1課長

保護費全体の決算額と医療扶助の決算額ということでよろしいかと思います。

平成21年度の決算額については、生活保護費全体で86億9,400万円ほどになっております。この中の医療扶助の金額については、44億1,576万円ほどになっております。

○山口委員

生活扶助はどれだけになりますか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活扶助につきましては、29億9,230万円ほどでございます。

○山口委員

今お聞きすると、生活扶助が29億9,000万円ですか、そして、医療扶助が44億円を超えているわけですね。一般に、生活費よりも医療費が多いということはちょっと信じられません。これは、どういうことが原因だというふうにお考えになりますか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護の生活扶助と医療扶助の関係において医療扶助のほうが多いのがおかしいという御指摘ですけれども、これは、小樽市だけではなくて、全国、全道の統計を見ましても医療扶助が約5割を占めている状況でございますので、小樽独自の傾向ということではございません。御存じのとおり、生活保護の医療扶助につきましては自己負担が一切ございませんので、入院に限っても10割負担ということになっております。生活扶助につきましては、国の基準の中で額が決められておりますので、青天井で支給するということはないわけです。ですから、医療費の場合につきましては、風邪とか割と軽い病気でかかる場合、あるいは長期の入院を要する場合、大きな手術を要する場合ということで病状とかそういうものに依じていわゆる出来高での支給というか、支払になりますので、やはり、全国的な流れ的には医療扶助というのが大きなウエートを占めているということだと思っております。

○山口委員

生活保護を受けていらっしゃる方の世帯類型というか、そういうもので分けていらっしゃると思いますけれども、その内訳を教えてください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護の世帯類型別の状況ですけれども、単身と複数世帯とで別々の統計しか今は手元にはないのですが、単身世帯におきましては、高齢者世帯が1,506世帯、障害者世帯が249世帯、傷病者世帯が733世帯、その他の世帯が243世帯ということで、合計で2,731世帯でございます。2人以上の世帯につきましては、高齢者世帯が155世帯、母子世帯が442世帯、障害者世帯が64世帯、傷病者世帯が266世帯、その他世帯が104世帯、合計で1,031世帯、単身世帯も含めまして3,762世帯、これが今年度の11月段階での平均的な数字でございます。

○山口委員

割合で教えてください。

○（福祉）生活支援第 1 課長

単身世帯の高齢者世帯につきましては全体で40パーセント、障害者世帯につきましては6.5パーセント、傷病者世帯につきましては19パーセント、その他世帯については6.6パーセント、単身世帯は全体に占める割合が72.6パーセントとなっております。複数世帯の場合につきましては、高齢者世帯が4.9パーセント、母子世帯が11.7パーセント、障害者世帯が1.7パーセント、傷病者世帯が6.9パーセント、その他世帯が3.1パーセント、複数世帯は全体が27.4パーセントとなっています。

○山口委員

そうすると、母子とその他を除けば、あとは高齢者と障害者と傷病者になりますね。そういう人の割合が8割近くいるわけですから、病院にかかれる率が高いということで、ある意味では医療費が生活扶助費の1.5倍以上になるのもやむを得ないということもあります。

でも、こういう世の中の状況ですから、本当に生活扶助が必要な方というのは潜在的にまだいると思うのです。せんだって、旭川市でしたか、複数の医療機関にかかって、ある意味では薬を詐取してというか、それでインターネットで販売していたという事例があつてびっくりしたのですけれども、そんなことはレセプトで審査していなかったのかというふうに思ったのです。まさか小樽市ではそういうような事例はないと思いますが、その辺についてどういうふうにチェックをしていらっしゃるでしょうか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

レセプト審査の体制でございますけれども、小樽市の場合は内容点検等につきましてすべて業者に委託しております。ですから、調剤レセプトも含めた全件について業者のほうで内容を確認しているということでございます。

御質問の中の旭川市のような事例ということなのですが、小樽市において、委託業者で調剤の重複、いわゆる同じ薬を複数の医療機関から出していないかというチェックについてはしてございます。そういう事例があつた場合につきましては、ケースワーカーを通じて、どうして複数の病院に行ったのかということを確認して、必要に応じて、当然、是正をさせていただいております。ただ、旭川市の事例もそうなのですが、レセプトが来るのが2か月後なのです。ですから、事前チェックも含めて、リアルタイムでチェックできるかということ、それはちょっと難しいのかなと。ただ、事後でも、内科の病院に複数行っていないかとか、いわゆる重複受診であるとか、そういうような部分も含めてレセプトの中でできる部分についての確認作業というか、チェックについては行ってございます。

○山口委員

私の質問の趣旨は、いずれにしても、本当に必要なところにお金が行くべきだということです。なるべくしっかりチェックをして、3,700世帯、人数で言うと5,300人とか5,400人ぐらいの人が生活保護をお受けになっているわけですが、さらにまだ必要な方もたぶんいらっしゃると思うのです。1人当たりの扶助費が、特に医療費のほうもどんどん増えていけば、当然、これは一定の義務的経費になりますので、やはり抑えられるところは抑えられるような努力はすべきだと思うのです。特に、医療費というのは、こうやって見ると小樽はもう5割を超えている

のですね。全国もそうだとおっしゃっていましたが、ここを何とかもう少し抑えられないのかということで、国の医療費も大変な状況ですから、例えば、薬剤も最近是我々も病院に行ったときにはジェネリック医薬品を出していただくように、効き目には差がないわけですからね。そういう意味で言うと、新聞などでも内閣府が宣伝したりいろいろやっていますけれども、ぜひともそういうものを使っていただくように医療機関にお願いするといったことを小樽市で行ったことはあったのですか。今後、そういうことをお考えなのも含めて、お聞きしたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

ジェネリック医薬品の件についてのことだと思っておりますけれども、この件は非常に悩ましいところがありまして、平成 20 年 4 月 1 日付けで、厚生労働省から生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについてということで通知が 1 本出ました。この中では、基本原則として、福祉事務所が被保護者に対して後発医薬品を選択するよう求めることとするという言い回しでございました。ところが、4 月 30 日になりまして同じ名前の通知が来まして、この中では、後発医薬品の使用を促進しなさいというふうになりまして、4 月 1 日付けの通知は廃止するというので、わずか 1 か月で国のほうからこういう通知が来ています。これを受けて、最初はどうやってジェネリック医薬品の部分について周知すればいいのかという話から、国のほうのスタンスもかなり後退したというところがあります。この辺の事情はわかりませんが、小樽市においては、これを受けて、必要に応じてジェネリック医薬品に切りかえができるものについてはということで、周知というか、お話はさせていただいておりますけれども、あくまでも御本人とドクターとの中での治療の部分がありますので強制はできないと。ジェネリック医薬品もありますよということでの話しかできないのかということでやっております。

○山口委員

冒頭で紹介しましたが、政令指定都市の市長会では、医療費の 1 割を負担してもらうようにしたらどうかという提言をされるというようなことですが、これは、政令指定都市の市長会のほうに我々のほうから言うことはできませんが、それよりも、後発医薬品を使っていただくように奨励をして医療費の部分を下げていくようなことをまずされて、その後の話ではないかと私は思ったのですが、それについて、今後、全国市長会などでも、たぶん、政令指定都市の市長も出ていらっしゃるでしょうから、ぜひ市長のほうから、この件は、財政的にも大変なことから、そういうようなことも含めてぜひ申入れをしていただきたいというふうに思いますけれども、御答弁をいただいて、次の質問に移りたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

私も、確かに現場で医療扶助の割合が高いということは感じております。ですから、委員のおっしゃったとおり、医療扶助について、抑制と言ったら変ですが、何とか減らすことはできないのかというふうには思っているのですが、そういうことを含めて、全国市長会等のそういう機会がありましたら、何らかの形でのお願いというか、提言ができればというふうには思っております。

○山口委員

◎新市立病院について

新市立病院についてです。

一般質問でも、とにかく建設費の圧縮をぜひお願いしたいというふうに申し上げましたが、今日お聞きしたいのは、総務省の調査で、これまで全国の公立病院 238 施設を調査の対象にしたそうですけれども、この平均の建築単価は 40 万 4,000 円というふうに出ておりました。それに比べて、新市立病院の基本計画では 1 平方メートル当たりの単価が 33 万円で見られているということです。

まず、聞きたいのは、今は基本設計をおやりになっておりますが、基本設計が終わった時点で、その結果、今想定されている 1 平方メートル当たり 33 万円よりも増えた金額になるということはあるのかどうか、まず一つ、

お伺いしたいと思います。

○経営管理部鎌田副参事

1 平方メートル当たりの建設費でございますけれども、新市立病院のほうは、本年 6 月に策定しました基本計画概要の中で一定の条件に基づく事業費試算の単価として 33 万円という設定をしております。今後、この価格の動きということでございますけれども、現在作業を進めています基本設計で来年 2 月に概算金額というものを算定します。その段階でどういうふうに動いていくのかということが 1 点ございますけれども、実際には、基本設計を行った後、工事に向けて実施設計というものをやっていきます。その後に建築工事を発注することになりますので、そういう一連の流れでの動きで言いますと、この後、実施設計の中で詳細に積算していくという流れになりますので、可能な限り設計金額を圧縮していくという考えでおります。

ただ、今後、発注時点での経済状況として、資材の価額が上がるとか、あるいは燃料の価格が上がるとか、その変化というのは現状では想定できませんので、33 万円というのが上限として担保できるかと言われますと、それはできないのですけれども、経済状況が今のままと考えますと、基本的には事業費の圧縮の方向に向かっていくものと考えておりますし、そういった方向で努力していきたいというふうに考えています。

○山口委員

いずれにしても、たぶん、最初の基本計画で 1 平方メートル当たり 33 万円と出されたのは、平成 20 年 12 月 26 日の総務省の通達ですね。公立病院に関する財政措置の改正要綱として、建設にかかわる公立病院のガイドラインです。1 平方メートル当たり 30 万円を上限ということを言っているわけですから、小樽市の場合、災害拠点病院だとか、地下をつくるとか、ヘリポートをつくるということがあって 33 万円ということになっているわけです。あまりこの金額から上がるなどということを考えたら、起債についてもその許可基準を超えるようなことになれば大変な問題になります。そういう意味で、今おっしゃったように、実施設計に入って想定される金額よりも常識から言えば圧縮されるのではないかというふうに思うのです。

もう一つ、実際に工事発注になったときには、どんな発注のされ方をするかわかりませんが、プロポーザル方式にしても、競争入札になったとしても、一般的に言えば、当然、その金額どおりということにはなりませんね。例えば、この金額の 9 割とか、最近では、ひどいものは 8 割、7 割というのがありますから、どこまでなるか知りませんが、一般的に言えばこの金額より下がるということになります。そうすると、1 平方メートル当たりの単価で言うと 27 万円とか 28 万円になる可能性もないことはないのですね。これは、一般的に言ってですけれども、どうですか。そんなことはないとおっしゃるのだったら、そうおっしゃればいいし、どうですか。

○経営管理部鎌田副参事

委員が今おっしゃったように、総務省のいわゆる交付税措置される起債の条件として、1 平方メートル当たりの金額が 30 万円ということで示されて以降、全国の事例、あるいは、道内のこれから発注しようとしている情報もちょっと得てございますけれども、この中では、共同企業体への発注、あるいは、終わったものであれば共同企業体での受注のものでも 30 万円を下回ったケースというのは出てきています。ただ、それと同じくなるかという、今の段階では何とも言えませんが、そういった方向にはあるというふうに今の段階では押さえてございます。

○山口委員

ここが肝心なところですが、議会の議論をお聞きしながら、第 1 回定例会で、方向性というか、発注の方法を決められるということですから、これは今議論しておかなければいけないわけです。私が一般質問で強調したのは下呂方式のことですが、どこの自治体も、これだけ単価が下がると、いわゆる陳情の趣旨にあるようなことを、逐一、全部実現しようとする、これまでの公立病院の単価が平均 40 万円であったとして、当然、分離・分割の発注が行われて、いわゆる J V 方式でやられたということですね。そうやって実質的に地元が仕事をできた、そういうやり方をおやりになったと思うのです。

でも、これだけ単価が下がると、そんな単純なことではないというふうに私は思うのです。常識的に考えて、JVを組んだとしても、名ばかりということになるのではないかと。例えば、資材も地元で発注しなさいと。資材単価というのは、皆さんも御存じのように決定的に違うわけです。民間の仕事を見ればわかりますね。ほとんど地元の業者は入っていないわけです。駅前の再開発事業を見ても、地元は1パーセントということだそうです。そういう中で、どういうふうに地元を配慮するのかということで、私は、下呂市がプロポーザル方式でおやりになったのは、下請で3割5分、弁当とか事務用品とか、そういうものは全部100パーセント地元でとる、これが条件だったそうです。あと、下請で事業を、これはパーセンテージで金額の35パーセントを基本的に地元へ発注させる、これを条件にしたわけです。私は、こういうやり方をぜひとも小樽でやっていただきたい。これは、Aランクの業者は実績にはならないかもわかりません。しかし、実際に民間では、ある意味では資材をあてがっていただいて、人工だけで仕事をされるというようなことも結構あるわけです。実質的にはそれは仕事になるわけですね。

私は、ここまで単価が下がったようなことになれば、実質、地元の業者が仕事をできるような体制を組める、そういう発注方法を提案申し上げたつもりでおりますので、そのところを考慮に入れて、ぜひ、2月にはそういう方法でやっていただきたいというふうに思います。今、そうやるとは絶対におっしゃらないと思いますけれども、ぜひ、そのところを検討していただきたいと思います。

このことについて、どんなお答えかわかりませんが、答えていただけるなら答えていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○経営管理部長

下呂市の例とか、お示しいたいてまた議論があらうかと思っておりますけれども、私も下呂市に行ったわけではありませんで何とも言えませんが、やはり、プロポーザルで地元の下請の割合等を提案させて決めていくというのは、近年、いろいろな工夫をした中で取り入れられた方法だと思います。事例にあった下呂市は、100床以下で、病棟で言ったら二つぐらいの病院です。三春町もそうです。極めて規模が小さい。そういう中では、一括発注を非常にしやすいということも言われております。調整をしやすいということです。それもありますし、地元の業態、これも私はよくわかりませんが、そのまちなり市でどういう業態の業者がいらっしゃってやられているのかということでも状況はかなり違っていると思いますので、それをすぽっと小樽市で取り入れて本当にいいのか、そのリスクということも当然考えなければならないと思います。

建設事業協会の方々とも若干懇談したこともありますけれども、いろいろな意見がございます。例えば、地元何パーセントと言っても、大手ゼネコンとは、我々が銀座の飲み屋に行くみたいなもので、付き合いのない相手方ですから、そのとき、数字だけをとられて、仕事は30パーセントあるかもしれないけれども、経済効果としてはなくて、全然もうけがないという業者もいるのです。そういう意見もありますので、来週、また市立病院調査特別委員会でもいろいろ議論があると思いますので、それを踏まえて来年の第1回定例会までに判断しなければならないものについては市としても判断していきたいと考えております。

○山口委員

今、下呂市のことについて、若干、誤解があると言ったらおかしいですけども、御存じなかったと思いますので申し上げますが、事務長から直接聞きましたけれども、下呂市には、20億円ですけれども、単独で受注できる企業が何社もあったそうです。その中で、相当な圧力があつたそうですけれども、首長と病院当局が基本的には決断をされたということだそうです。

そういうことも含めて、地元は大事ですけども、いろいろなまちで工夫をやっているわけですから、小樽市も従来方式ではなくてぜひ頑張っていただきたい、このことを申し上げて、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

◎障害者タクシーチケットの交付について

最初に、通告してある順番を反対にして、障害者タクシーチケットの交付について取り上げます。

新谷とし議員の一般質問で、障害者タクシー利用助成の対象拡大を求める質問がありました。この質問にかかわって、今回、人口10万人以上の都市に対してこの制度についての調査もされたというふうに聞いております。この調査のときに、対象件数、事業費についてもあわせて調査されたのでしょうか。

○（福祉）三船主幹

障害者タクシーにつきましては、人口10万人以上の都市ということで急いで調査をしたのですけれども、今回は対象者の範囲ということで調べたものであります。

○中島委員

そうですか。

実際には各自治体で障害者施策としてのこの事業にどれぐらいのお金をかけているのかということも一つの指標になっていくかと思うものですから、そういう情報も必要かと思いますが、今回、対象範囲について他の10都市ぐらゐを調査したということで、小樽市と比較してどういう感想をお持ちになったのか、お聞かせください。

○（福祉）三船主幹

私個人の感想になりますけれども、単純に対象者ということで比較をいたしますと、確かにその範囲は狭いというように感じました。

○中島委員

中身のことで、タクシーチケットについては、小樽市では申請時に1年間分を交付していると聞いております。それで、実際に使い切れなくてチケットを返還するということはあるのでしょうか。

○（福祉）三船主幹

その年度の中で使い切れないというのは、例えば、その方が亡くなられたような場合は、金券という形になりますのでお返しいただくようお願いしております。年度を越えますと無効になりますので、使用はできなくなります。実際に利用されている枚数といいますと、交付されている総数の70パーセント強が平成21年度の実績でございます。ここ数年を見てみましたら、おおむね70パーセント台前半という利用率でありました。

○中島委員

そうすると、実際は、報告いただいている件数よりは多く発行しているけれども、7割どまりの利用実態だということになりますね。答弁の中では、この制度が昭和55年に発足してから、平成16年に最終的な改正をして以来、現行制度で継続しているというふうに聞いております。55年から16年までの間、全部ではなくてもいいのですけれども、改正した主な内容はどういう中身だったのか、お知らせください。

○（福祉）三船主幹

昭和55年4月に施行されましてから現在までということで、かいつまんで説明させていただきます。

まず、最初の55年4月には名前も違いました。小樽市福祉ハイヤー利用助成規則と言ったのですけれども、それでスタートしております。対象となる方は、両下肢と体幹の1、2級の方のみと現在よりも狭い範囲でありました。そして、利用できるハイヤーにつきましても、車いす対応のリフトがついたものだけに限られておりました。翌年、56年4月に視覚障害1級の方が加わりました。さらに、リフト付きのハイヤーだけではなくて、一般の乗用車のハイヤーも利用が可能というように変わっております。その後は、基本的に、初乗り料金が変わるたびに料金の改定、助成額の改定が行われた形になっております。

平成8年4月に、内部障害の中で腎臓機能障害1級の方を追加しております。それで対象者が大きく増えたもの

と思われます。

翌年、9 年 4 月ですけれども、今度は、今までの初乗り料金全額を助成するということからちょっと変わりました。例えば、初乗り料金が 530 円であれば 470 円を助成、520 円であれば 460 円を助成というように、利用される方に 1 割程度御負担いただくような仕組みに変わっております。

その次には、15 年 4 月に、名称が小樽市障害者タクシー利用助成規則という形に変わっておりまして、それと同時に、助成額につきましても、券 1 枚当たりについて普通の乗用車タイプのタクシーが 400 円、リフトつきのものについては 500 円という定額制の助成に変わっております。そして、16 年 4 月には、移動機能障害の 1 級と 2 級の方を追加という形で現在に至っております。

○中島委員

この間の変化といいますか、要望や社会情勢に合わせた変更をしてきた経過がよくわかりました。例えば、10 市の中の状況を調べてみますと、視力障害者は、10 市中 8 市で重度障害としての 1、2 級を対象にしています。やっていないのは 2 市だけで、小樽市は含まれております。また、療育手帳 A という知的障害の重度の方々も 10 市中 8 市が対象にしております。これも 2 市が対象になっておりませんが、ここにも小樽市は含まれております。そういう意味では、他都市並みに検討する対象ではないかと思いますが、療育手帳 A、視力障害の 2 級、こういうものについて検討する余地はないのでしょうか。

○（福祉）三船主幹

今、委員がおっしゃったように、視覚障害の 2 級と療育手帳の A の方を対象にできないかということですが、ほかの市では認めているところが多いというのは確かです。これは、まちによって公共交通機関の利便性も大きく違うのかというふうに思いますけれども、よそのまちから来た方などからは、よく小樽はバスの便がとてもいいね、使いやすいねと言われます。これは、市街地の広がり方がバスを走らせるのにいいようになっているのかというふうに自分では思っています。ですから、まちの特性といいますか、利便性を考えながら、それにふさわしいサービスを考えていかなければならない、このように考えております。ですから、対象者の範囲だけでなく他都市並みということにはならないのではないかとこのように自分では考えております。

○中島委員

答弁の中でも、公共交通機関での通院や移動が困難だということに絞って対象者を決めてきたというお話がありました。そういうことを改めて強調するなら、内部障害 1 級の中にも呼吸器障害とか心臓の障害というものがあります。例えば、並べて考えても、ペースメーカー装入の身障 1 級と言っても、ペースメーカーだけ入れてしまえば元気に何でもできる方もいらっしゃるわけです。しかし、呼吸器障害の 1 級、3 級の方々は、在宅酸素という治療を受けて、呼吸をするのに機械の援助を用いながら、終始、機械をつけて移動しなければならないという方もいらっしゃるわけです。そういう方を見てみれば、一般的な公共交通機関が何の問題もなく使える対象ではないわけです。そういう点で、市が今対象にしている基準から見ても検討する余地があると私は思います。

そういう点で、長い間の経過を見ているとさまざまな改善をしてきたわけですから、こういう他都市との比較をしたこの時期に、対象になる範囲の問題についてもぜひ検討するべきではないかと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○福祉部長

障害者に対するサービスがその地方自治体の財政状況によって違うというのは、障害者施策としてそもそもおかしい話です。それは、いわゆる障害者立法についても、自公政権での、特に 2006 年での動きが大きくあるわけですが、支援費制度が廃止されて障害者自立支援法になり、その中でも地域生活支援事業としてこの移動の部分、タクシーについて認められていた時期もあるわけですが、現在はありません。本来は、どこのまちに住んでいても同じサービスが適用されるべきもので、もしそれが無理であれば、今申し上げた地域生活支援事業のように財源

なしの単独費ではなくて、違うところからある程度持ってくるのが可能な状況でなければ均一なサービスは不可能です。

そのことについて、現在、障害者自立支援法から障害者制度改革の議論がなされていて、今週の月曜日、12月6日でしょうか、基本的な部分の法律の素案が出てきております。そういう中で、いわゆる国と地方公共団体の責務のこと、それから、今の地域生活支援事業、あるいは移動についてのことも一定の方向が見えておりますので、そういう国の制度改正の流れ、最終的には平成25年8月と言われてはいますが、その前段に、来年の通常国会でも基本法の部分については提案がなされるようです。そのあたりの推移を見ながら、まずは現行の制度の中で地域生活支援事業が適用できる方法について検討してまいりたいと思います。

○中島委員

前段の部長の報告については賛成です。どこに住んでいても、障害者の受ける施策に対してそういう差があること自体がやはり問題だと思いますし、そうならないような社会的な仕組みと政治的な対応が必要だと思いますが、現在は各自治体でも単独事業です。そういう意味で、自治体間でお互いにできることはやろうではないかという立場に立って、小樽市の独自の努力を求めたいと思います。

◎ごみ減量について

次の問題に入ります。

ごみ減量について、一般質問で取り上げましたが、若干残った課題について質問いたします。

平成19年度の焼却ごみ量は、北しりべし廃棄物処理広域連合と日神サービス株式会社との契約書に記載されている搬入計画量の最終年度、33年度分を既に下回って93パーセントであったということは本会議の場で明らかになっております。そうすると、今後どのような目標を持ってごみ減量に取り組むかということが問題だと私は思っているのです。

一般質問の答弁では、現在までの小樽市のごみ減量の状況では、リバウンドもしていない、市民1人当たりのごみ排出量も全国平均より下回っている、一定のレベルに達している、これ以上の減量はなかなか難しいというようなお答えでしたけれども、このまま行こうという方針なのか、ごみ減量という課題についてはこれぐらいの推移で見えていくというお答えなのか、この辺を再度確認したいのです。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今後の減量化施策ということでございますけれども、部長からも答弁したのですが、ある程度のレベルに減量がされているということで、これからはこれまでのような形の大幅な減量はやはり難しいだろうと私どもでは思っています。

ただ、いずれにしても、要は、排出のされ方というか、市民の方には、おおむね、適正な分別、適正な排出という部分では相当程度浸透しているとは思いますが、これも100パーセントかというとなかなかそうも言えない部分もありますので、もうちょっとその辺ことでも市民周知なり、減量を含めて、あるいは、資源化に向けた部分での周知を図っていくことを踏まえて、今以上にもうちょっと減量化していくための周知を図っていこうということは考えてございます。

○中島委員

大した歯切れが悪いのです。ごみ減量のために頑張る、そういう明快な中身になっていないところに私はすごく問題を感じているのです。

そこで、ごみ減量化のための今後の課題はあるとはっきりと考えているのか、もうこれ以上の積極的な策はそんなに考えられないということに落ちついているのかということなのですが、これは小樽市だけの問題ではなくて、焼却主義の日本のごみ行政の基本にかかわる問題で、やはり、ごみの排出量そのものを減らしていかなかったら、大変に大きな地球環境の問題になるということを私は言ったのですが、積極的なごみ減量を進めていく立場だとい

うことをもう一回ちゃんとお答えいただきたいと思うのですが、どうなのですか。

○生活環境部長

本会議でも答弁したとおり、中島委員ももう耳にたこができるかもしれませんけれども、一定のレベルに達しているというふうに感じておりますが、今後においてはまだまだ周知不足の部分もあるでしょうし、現在まで毎日のように問い合わせが来ている状況ですので、これからも周知には努めていきたい。ですから、今後とも以前にも増して周知をしていくと。

ただ、目標をどこに置くかといった場合、例えば、何もやっていない——小樽市も昔は黒いごみ袋や段ボール出しがオーケーでした。そこから、資源化なり家庭ごみ有料化をやって、家庭ごみでは30パーセント、事業系ごみでは60パーセントを減量したわけです。本会議でも、あまり他都市の例を言うのも何ですけれども、横浜市の場合は何炉か停止できた。ただ、それは、あくまで、かなりのごみの量があって、それから施策がうまく行き届かなくてそういう状況になっていたところが、施策を打って効果的に落ちたということです。小樽市は、このようにかなり減量が進んでいるところですので、今後さらに10パーセント、20パーセント落とすということはなかなか難しいでしょうけれども、周知活動に努めて、これまで以上に減量していただくよう市民、事業者の皆さんに呼びかけてまいりたいと思っているところでございます。

○中島委員

ごみ減量は、引き続き努力課題だと。そういう課題はあるというふうには認識いたしましたが、例えば、どんな努力をしているかというときに、本会議の答弁では、エコショップ認定店の店舗数だとか、出前講座もやっていますとお答えになっていました。平成18年度、19年度、20年度と、それから、出前講座のほうはこの3年間でどのぐらいの件数の経過ですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

まず、エコショップ認定店の認定状況についてであります。平成18年度につきましては、13店舗あったのですが、19年度以降、中身を若干改正しまして、レジ袋削減といったものも一つの必須項目にして、19年度は改めて認定したところが62店舗でした。それから、それ以降、20年度は64店舗、21年度では64店舗となっております。それから、出前講座、いわゆるまち育てふれあいトークにつきましては、19年度、20年度、21年度のいずれも3回程度実施してございます。

○中島委員

ですから、平成18年度から19年度にかけては、取組として大変大きな飛躍をしているのです。しかし、19年度から3年間は横ばい状態です。ごみの量と同じように活動も横ばい状態になっているのです。やはり、ここに停滞して鈍化しているのを感じるのです。私としては、どういう問題が今の小樽のごみ行政にあるのか、何が課題なのかをどういうふうには認識しているかということが問題だと思っているのです。それで、ごみ質検査はしているのかと聞きました。ごみ質検査についても、小樽市でやっていた時期と、今は広域連合で行っているということで聞いておりますけれども、簡単にごみ質の検査についてはどのように把握しているか、報告してください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

私どものほうで、実際にやっていた中身としましては、北しりべし廃棄物処理広域連合ができる前はすべて埋立処分場に入っていましたので、そこの中で、年数回ですけれども、埋立処分場に入ってくる事業者のごみの中身をチェックしまして、指導というか、不適正な部分も含めて適正に指導してきたという内容でございます。それから、広域連合ができた以降につきましては、埋立処分場については、展開調査ということではなくて、当たり前の話かもしれませんが、搬入の都度、受入れを担当する職員が中身をチェックして指導しているという状況でございます。それから、北しりべし広域連合につきましては、展開調査はやっているのですけれども、中身的には、焼却炉に対して適正か不適正かという中身のチェックを年数回やっている状況でございます。

○中島委員

私は、実際にごみをどうやって減量するかとか、小樽市のごみ行政の課題は何かということを明確にするためにごみ質をチェックするのかと思っていたら、北しりべし広域連合のほうは、焼却炉そのものを傷めないようにちゃんと適正なごみが入っているかという観点でチェックをしているだけであって、そのごみの中に適正でないものがあつたら持ち帰ってもらうということはしているのですが、目標がちょっと違うんですね。やはり、そういう意味では、小樽市のごみ資源物分別徹底度を調査する、あるいは、適正なごみの中身になっているかということを見るためのごみ質検査なり点検という操作はやはり必要なのではないかと思います。そういうことを定期的にやって、小樽市の課題というものを明らかにしていく必要があるのではないかと思いますとお聞きしたのですが、その点については、一般的にあまり必要がないものなのですか。

○生活環境部長

法に基づくごみ質調査となりますと、委託してかなりの支出が伴いますのでなかなかできない部分ではありますが、今、委員がおっしゃったとおり、適正に排出されているかという観点で可燃ごみにどのような資源ごみが入っているのかとか、また、資源ごみにどのような異物が入っているのかということ进行调查することが、現在、小樽市がとっている分別方法が皆さんにわかっているのか、周知が行き届いているのかという部分の確認にもなりますので、今後、考えてまいりたいと思っております。

○中島委員

小樽市は、一般廃棄物処理実施計画というものを毎年出しています。これには、平成21年度にどれくらいのごみ量が見積もられるかということが書いてあるのです。この実施計画というのは、数値が入るのですが、この数値はというふうにして設定するのですか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

実施計画につきましては、人口というか、その辺の推計をしつつ、前年度のごみ量などを勘案して、ある程度の減少を見込みつつ数値を出している状況でございます。

○中島委員

それは、前年度実績に基づいた調整でしかないと思います。減量計画というのが10年単位あるいは15年単位で結ばれた、そういう中にあるわけですから、それが大幅に狂ったときには、改めて計画を立てて、年間あるいは10年間でどういう目標を設定するかということを検討するのが普通だと思うのですが、そういう計画はないのでしょうか。

○生活環境部長

廃棄物に関しては、一般廃棄物処理基本計画の実施計画があります。委員がおっしゃったとおり、基本計画は10年間のスパンで、小樽市の場合は平成17年度から26年度までの10年間の基本計画をつくっております。実施計画は、今、課長が説明したとおり、毎年、前年度の実績から想定できる量を処理するという実施計画が多くなっています。基本計画で大きく数値が変わるというのは、10年計画ですから往々にしてあります。今回、小樽市がつくった基本計画は、有料化前の16年度につくったものですし、有料化後、検証は行っておりません。

ただ、今、これをつくり直すのがいいのかどうかということになりますと、毎年、前年実績に基づいてつくっている実施計画がございますし、広域連合とのリンクといいますか、調整をとっていかなければなりません。広域連合のほうも、あと1年ないし2年の間には広域計画の見直しも考えているみたいですので、そういった広域計画ですとか、今後どれだけ数値が離れていっているかといったところを見定めながら、基本計画を改定すべきかどうか、検討してまいりたいと考えております。

○中島委員

減量の積極策がもう少し出てほしいというふうには思っているのですが、例えば、資源化品目などでは小樽市は進

んでいるほうだと私は思います。蛍光灯から乾電池まで12品目出しておりますが、今検討して新たに加える品目とか、そういう検討は何かしているのでしょうか。例えば、先ほど話題になったもったいない収集なども、全部をばりばりと壊して燃やしていたものを、資源の再活用として新たなルートに乗ったわけです。そういうふうに、一つずつごみを減量して資源化に役立つような中身が課題だと思うのですが、今の小樽市の課題として何か検討されているものはありますか。

○（生活環境）廃棄物対策課長

今、検討している内容でございますけれども、まず一つは、今年、もったいない収集を試行的にやりましたので、次年度に向けてどういう形で進めていくか、課題整理をさせていただいているところでございます。何年か前にもお話があった部分ですけれども、廃食用油のリサイクル、それからまた、たまに要望があるのですけれども、衣類のリサイクルや、金属類のリサイクルなど、こういった形でできるのかということもあるのですけれども、そういった部分も想定はしてございます。

○中島委員

これで終わりますけれども、横浜市に直接電話をして積極的なごみ減量の結果が出たいろいろな経過についてお話を聞いたときに、リサイクルの対象に衣類が1項目ありまして、一部ではなくて衣類そのものを回収するというのです。それは、業者がそのまま引き取って東南アジアのほうに持っていったり、処分したり、使えそうなものを選ぶらしいのですけれども、いろいろな加工次第で衣類そのものを出すという方法があるらしいのです。小樽市の場合には、井川委員もたくさん出したとおっしゃったけれども、私たちがもう着られなくなったものは、全部燃やすごみになってしまうのです。これは本当に残念なことで、大分高価な衣服もあったのではないかと思います。そういう衣類なども再資源に使えるようなことが検討できないのかと思ひまして、本州と北海道の料金の違いがあるかもしれませんが、北海道の中でそういう業者を検討できるとか、衣類そのものを出すという分別なども検討課題にならないでしょうか。

○生活環境部長

衣類に関しましては、実はいろいろな素材があります。プラスチックと同じです。いろいろな素材があつて、その素材ごとにたくさんの量を集められるのであれば、東南アジアや中近東といったところにリサイクルする工場がありますので、そちらのルートに乗せられるという部分もあります。いかにせん、その種目別に量をたくさん集めることができないものですから、なかなかリサイクルルートに乗っていかないと。ほかの都市でやっているところは、たぶん、異物も含めて、全部、業者がもう一回再分別するのか、それらも含めて低料金で受け入れてくれる業者がいるのか、そういったルートが確立されているということです。

衣類に限らず、容器包装でも何でもリサイクルに関しましては、どうしてリサイクルが進んでいかないかという、やはり分別が面倒なのです。瓶であっても、プラスチックであっても、どんな材質のものでも一緒にリサイクルできるというシステムができればというふうなことで、全国市長会ですとか、全国都市清掃会議を通じて国に要望しておりますし、市もそれに同調する形で考えて、同様の方向で進んでいければというふうに思っているところです。

○中島委員

この問題は、これで終わります。ごみ減量の鈍化にならないような対策を積極的に今後も検討していただきたいということが私の趣旨でございます。

◎不登校の問題について

最後に、教育委員会、子育て支援課をあわせて、不登校の問題について取り上げたいと思います。

実は、11月17日に、私のところに市内に住む15歳の少女の母親と祖母に当たる方が生活相談に来ました。中身は、不登校そのものを問題にして来たわけではないのですけれども、お話を聞く中で、中学校3年生に当たる少女が小・

中学校の義務教育期間、1 年生、2 年生と行っただけで、3 年生からは全く学校に行っていない不登校だということがわかりました。

そこで、このケースについていろいろとお話を聞いて経過を見てきたことがあるのですが、私の問題意識としては、義務教育の期間にほとんど学校に行けないような、こんな事態の不登校があるのだということに大変びっくりいたしましたし、その対策として教育委員会などはどういうふうにしてきたのだろうか。子供の教育を受ける権利そのものが侵害されている事態ではないのか、そういう問題意識からこの質問をしたいと思いました。

この子供の不登校のケースから質問したいと思うのですが、この事例の少女は、小学校 1 年生、2 年生と行っただけで、3 年生からはほとんど行っていないと聞いております。これまでの間、たくさんの働きかけがあったし、対応もしてきたと聞いていますが、細かいことはともかくとして、小学校 3 年生から 15 歳までの間にどういうふうなかかわりがあって現在に至ったのかというあたりについて簡単に説明してください。

○（教育）指導室主幹

ただいま委員から御質問がありました件につきましては、プライバシーにかかわることですのであまり詳しくは答弁できませんので、一般的なお話ということでお聞きいただければと思います。

教育委員会では、これまで、各学校で、校長をはじめ、担任の教員が電話連絡をしたり家庭訪問を繰り返すということを行っておりました。また、そのことで、本人、保護者へ何とか登校につながるよう働きかけをしてきたところでございます。また、児童相談所やその他の関係機関と連携を図ってやっているとございます。また、今年になって、小樽市教育委員会の中にございます適応指導教室のほうにも、2 日ほどですが、来るということで少し改善の兆しが見えてきているのかというふうに思っております。

○中島委員

実際に小樽市での不登校の状態というのはどんな実態にあるかということです。平成 19 年度から 3 年間、小学校と中学校のそれぞれ総計で何人ぐらいの不登校の子供がいるのか、そして、どういう状態を不登校と言うのかもお知らせください。

○（教育）指導室主幹

まず、定義のほうから説明させていただきたいと思います。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、登校したくてもできない状況にあることを言います。ただし、病気や経済的理由にある者を除くとなっております。文部科学省の調査では、年間 30 日以上、不登校を理由に欠席した児童・生徒としております。

本市におきましては、平成 19 年度は、小学校では 26 名、中学校では 59 名、合計 85 名、20 年度は、小学校で 19 名、中学校で 76 名、合計 95 名、21 年度は、小学校で 14 名、中学校で 94 名、合計 108 名となっております。

○中島委員

すごく簡単に説明されましたけれども、85 名、95 名、108 名と増えているのですね。はっきり言って、年間 30 日以上とおっしゃいますが、この方は年間 30 日どころではないですね。何年間単位で来ていないのです。こういう子供がいることもショックですが、適応指導教室というのがあるとおっしゃいましたが、この適応指導教室はどういう子供が対象で、実際に何人ぐらいがこの教室にいつているのですか。

○（教育）指導室主幹

適応指導教室につきましては、小樽市教育委員会の中にございまして、学校に戻ることを前提に、その訓練といいますか、練習といいますか、そういうことでこちらのほうに通っております。これはすべて 3 月末の数ということで説明いたしますが、平成 19 年度は、小学生が 3 名、中学生が 9 名、計 12 名、20 年度は、小学生が 4 名、中学生が 16 名、計 20 名、21 年度は、小学生が 2 名、中学生が 19 名、計 21 名となっております。

○中島委員

平成19年度は85名の不登校の子供がいて、適応指導教室に行った子供は12名、20年度は95名いて20名、108人いる21年度でも21名しか行っていません。これは、ずっと行っているという意味ではないですね。たった一回行っても行ったことになるのです。そういう意味で、子供たちの学業の保障という点ではあまり役割は果たせていないという気がするのです。数字だけでははかれない分野だと思いますが、このほかにもこんなに長期にわたって学校に行っていない子供たちがいるのですか。

○（教育）指導室主幹

平成21年度の状況ということで説明させていただきたいと思います。

その前に、現在の小学校6年生と中学校3年生の状況ということで説明させていただきたいのですが、先ほどのケースのように、中学校は3年間、小学校はほとんど行っていないというケースはまずございません。ただし、これは、継続ということではなく、途中で行けなくなったりした児童・生徒はいるということで、そのように報告させていただきたいと思います。

○中島委員

あまりいないということですね。そうすると、今回のケースのように、小学校4年間、中学校3年間の計7年間、学校へ行かなかったというのは、かなりまれな特殊なケースだというふうに考えていいのでしょうか。

うなずいていますけれども、そのまれなケースに対して、現在に至るまで対策を講じなかったというあたりがよくわからないのです。対策として行政に何ができるのかということが疑問なのです。教育委員会の役割は何なのか。今回は子育て支援課もかかわると言っていますが、子育て支援課はどの時点からかかわることになるのか、こういうケースの場合にはだれが判断をするのですか。

○教育部長

どういうふうに言ったらいいでしょうか。私は、六、七年ほど前に当時の児童家庭課におりましたので、これはストレートに児童虐待ということではないのですが、学校に来られないということがありまして、今、委員が言われましたとおり、小学校の3年生ぐらいからかかわった経緯がございます。私自身も、祖母には会ったことがあります。正直言って、母親に会うことはなかなか難しく、出てきてくれないということがありました。当時は小学校の児童でしたから、小学校はもちろんですけれども、私も児童家庭課、それから、生活保護の相談をされていたという経緯がございますから、その担当者も含めまして、担任の教員、校長は夜も何回も行きましたし、朝、学校においでということで迎えに行くこともありました。それから、生活保護の担当者からいろいろアプローチをさせていただいたという経過がございます。

私も、今、具体的に、祖母と母親、子供の関係は、細かには言いませんけれども、当時からやはり学校の教員が中心になるわけです。何回もいろいろな手だてをとってきたと思います。それで、私も児童家庭課を離れて、その後、企画政策室にいて、また教育委員会にいて、先ほど言った不登校という仕切りの部分で毎月書類が来ます。その中にその子供の名前を見ると、ああ、まだなのかと、本当に残念にもなりますし、どうしたらいいのだろうというふうにもなります。その意味では、学校としては相当頑張って、特に小学校の時期は頑張ってきた経過がございますし、最近の様子を聞くと、児童相談所にも相談をして、一時、児童相談所のほうにも行っていたということも聞いていますので、もう義務教育も終わる時期が近くなっていますから、私どもとしてもぎりぎり送り出す段階でどうことができるのか、検討するということではなくて、何ができるのかということは本当にまた考えていかなければならないと思っています。

○（福祉）子育て支援課長

当初のころの経過は、今のとおりでございます。

あと、最近につきまして動きがあったのは、不登校に関しての大きな動きというのが、平成20年に札幌市内で21

歳の女性が、長期間、自宅で監禁されていたという事件がございまして、それをきっかけにしまして、北海道のほうも、不登校だけにかかわらず、身の安全を確認するという観点がそのときに非常に強く出てきてまして、それを受けて、児童相談所はこれまでも動いておりましたけれども、子供への面会についてそういったことを理由に強く申し入れて、そして面会することができるきっかけになった事件でもありました。その後は児童相談所が中心になって動いていきまして、現在、また新たな展開といいましょうか、御本人も含めて、今後の進路について関係機関でいろいろ検討していけるような段階に至っております。

○中島委員

私が聞きたかったのは、教育委員会がこの子供に対して何ができるのか、そして、どの時点で子育て支援課がかわるのか、基準というものがあるのですか。

○教育部長

ここは子育て支援課がやる、ここは教育委員会がやるとはならないと思います。その子供を中心にして、子育て支援課なり教育委員会は当然入りますけれども、その他に民生委員の方や地域の方など関係者が入ってのケース会議がありますから、その中で共通してやるということになります。

私も、当時、児童家庭課長をやっていたときですけれども、やはり、学校に来てくれないというのは児童・生徒にとっては決定的なのです。現実的にそのときの担任の教員とか校長が何をやっているかというのは見ていますけれども、例えば、今これをやっているのだよということでプリントを持って行くのです。そして、二、三日したらまたとりに行くのです。一つでも二つでもやってくれたかいと。そして、丸をつけてまた返していくとか、本当にいろいろなことをやっていたと思います。ですから、正直に言いまして、子供だけの問題ではなくて、家庭にもいろいろな課題があったというふうに私は思っています。やはり、そのときの学校の努力というのは、担任の教員も校長も教頭も相当頑張られたなど。

しかし、こんなことを言っではおかしいですけども、だめなものはだめなのかというのも私の持っている印象としてはあります。

○中島委員

私は、この間の議論の関係で原課の皆さんの話をいろいろ聞いて、教育委員会というのは、学校に来た子供たちの教育を引き受ける場所だ、学校に来られるかどうか、その問題に関しては教育委員会の分野ではない、端的に言えばです。学校に来てからが勝負だと。来るまでの間について、来られない事由について、大きな問題があるときは、やはり、これは子育て支援課なり児童相談所なりさまざまな方々の力が要するというふうに聞いたのですけれども、そうではないのですか。

○教育長

中島委員のおっしゃった前半の部分は、ちょっと認識が違っているのではないかと考えてございます。

先ほどから部長が言っていますように、小樽市教育委員会としては、家庭から学校、さらには家庭の中の状況まで、毎月、かなり詳しく、電話を何回したか、家庭訪問を何回したか、だれと会ったか、どんな話をしたか、それまできちっと掌握して、最終的に子供と接するときには、私たちよりも学校できちっと接してほしいという観点からかなり指導を加えているところでございまして、担任をはじめ、特に教頭、校長はその子供を学校にという思いはすごく強いのです。ただ、首にひもをつけて引っ張るという指導よりも、むしろ、精神面でということで、カウンセラーを通じてとか、いろいろな手を打ってここまで来ているところでございまして、人数から言うと確かに九十何名と多いという思いもありますけれども、全道的、全国的な数字から見ますと、小樽は、言葉が悪いのですが、ちょっと低いような状態にはございます。そういう面で、校長、教頭、特に現場では、その子供たちに向かって、何とか毎日通っている子供たちと同じようにということでいろいろな手だてをしていることだけは御理解いただければと思います。

○中島委員

いろいろと考えることが多い事例だったのです。現場の教員方がどれだけ悩んで対応してきたかということを考えると、本当に大変だったと思いますし、そういう努力はされたと私も思っております。しかし、15歳のこのときまで具体的な進展はないのですよ。それをだめなものはだめだと言ってしまったら、教育の原理ではなくて、私が聞きたいのは、では、対策会議というのはこの子供のために何回開いたのですか。

（「だけど、まずは親だろう」と呼ぶ者あり）

その問題があるのです。親だろうという声が出てくると思うのです。その親の問題に対しては、では、どういう話し合いをして、どういう結論を出したのかと思っているのです。そういうことについて、例えば、心理的、身体的、社会的と言いましたけれども、この子供の不登校の問題については何が大きな要因だったという話し合いをしているのかということなのです。

なぜこんなことを聞くかといいますと、実際に生活保護で15歳を過ぎたら身の振り方を決しなければならないという行政的な課題があるのです。15歳を過ぎた後に、高校に行くのか、社会に出るのか、義務教育をほとんど受けていないでそういう判断をどこでだれがするのか。そういうことが差し迫ったこの時期になって展開されるということは、それ以前にそういう機会がなかったのかと私は思っているのです。例えば、この子供は、小学校を卒業して松ヶ枝中学校に行っていますが、このときに、学校に行っていないで、小学校を卒業していいとか、中学校に行けるという判断はどこでだれがしたのですか。

○（教育）指導室主幹

小学校から中学校への進級につきましては、校長が判断することになっております。不登校というか、こういうような子供たちにつきましては柔軟な対応をするということで示されております。原級留置ということもありますけれども、それがいいのか、中学校に進学することが子供にとっていいのか、そういうことを総合的に考えながら判断していくということでございます。

○（教育）指導室長

プライバシーにかかわる問題が大きいので、一般的な話ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、卒業というのは、児童・生徒が学校の全課程を修了したと認められて在学関係が終了することであり、これは校長が認定するものでございます。小・中学校の義務教育においては、最終学年の総授業時数の半分以上を欠席した場合は卒業認定が厳しくなりますが、不登校など特別な事情が認められる場合については卒業認定をかなり弾力的に行うことが一般的になっているようです。また、学業成績も要件となっておりますが、一般的には、学齢が過ぎると除籍になって、将来、児童・生徒が高校進学などを考えた際に困難な状況に陥ることなどが考えられますので、特別な事情がない限り卒業が認定されている状況になっておりまして、大分、教育的配慮による部分が大きくなっているということでございます。

○中島委員

教育的配慮による中学校への進学だったということがわかりました。

それならば、この不登校の問題についてどういう解決がされるべきだったのか。努力をしていないと言っているわけではないのです。その原因、例えば、山口委員は親が悪いのではないかとおっしゃったけれども、親が通学を支援する形になっていないという感じを持っているとしたら、行政はどこにどういうふうにかかわればいいのか。子供の通学を保障するためにどういう権限とか役割があるのか、そのあたりはどうなのですか。

（「だから、児童相談所に行ったのでしょうか」と呼ぶ者あり）

○（教育）指導室長

教育委員会としての考えということで説明をさせていただきます。

現在、不登校というふうに言われていますけれども、もともと昭和30年代の半ばでは学校恐怖症というような言

葉がありまして、その後、日本の人口が増えて教育問題化したことによって登校拒否という名前に変わっています。それで、平成になってから、学校に来られない人数がさらに増えて、いじめや発達障害、保護者による虐待などが背景にあるケースなど、質的にも多様化が進んで、広い意味で学校に行けない、又は行かないような状況を示すものとして不登校という名称になってきたということで、その理由が、ただ勉強したくないから学校に行きたくないということはずっと昔のときにはあったかもしれませんが、現在では、登校の意思——子供たちの理由を調査はしているのですけれども、その中で一番多いのは個人にかかわる原因ということで、登校の意思はあるけれども、漠然とした不安を訴える、特別な原因はなく無気力になる、本人にかかわる問題、そういうようなことで、はっきりとこれだという要因、原因がなかなか見つかりにくい、また、幾つかの原因がいろいろ複合的にあって、どれが本当のメインなのかということもなかなか見極めにくいという状況が原因として見られるということです。学校としては、それぞれ個別にいろいろ教育相談をして、原因を探りながら、先ほど部長が言われたような内容で学校復帰に向けて取り組んでいるところでございます。

ただ、先ほど主幹が言ったように、実際に不登校の人数が多くなっているということは現状としてありますので、これから、一層、どういうふうにやっていったら改善できるのかということを考えながらいろいろな取組を考えていきたいと思います。

○委員長

中島委員に申し上げますが、かなり……

（「大分オーバーでしょう」と呼ぶ者あり）

いえいえ、大分ではないのです。

（「うそだよ。委員長、公平にやってもらわないと困るよ」と呼ぶ者あり）

昨日は、相当、四、五分ぐらいオーバーした人を何人も僕はつくりましたよ。今のところは1分40秒オーバーしております。

○中島委員

ありがとうございます。あと一言で終わります。

それで、私が言いたかったのは、不登校の背景にはさまざまな要因があるということで、理由もはっきりわからないと言う。しかし、その背景に、家庭の登校に対する支援が働いていないように感じる、家庭に大きな要因があるような気がする、しいて言えば、虐待やそれ以上の社会的問題が潜んでいるかもしれないということが懸念される場合が出てきているわけです。そういうときに、行政というのはどういう形でかかわっていけるのか、そのことを聞いて、終わりたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今回のケースに限りませんが、例えば、子供が登校したいけれども、親が登校させないということになりますと、今は明らかに児童虐待の一つの項目に該当します。これは、育児放棄、ネグレクトということに該当するのですけれども、仮にそうであったとしても、子供の相談というのは、やはり、各機関から来て子育て支援課のほうで受ければ、内容によっては児童相談所にも連絡をし、児童相談所の専門的な知識のアドバイスを受けながら、関係機関、例えば、生活保護を受けているのであれば、そちらの活用できるチャンネルを生かして情報交換をしながら総合的に対応していくことが大事になってきます。

現に、今回の場合も、先ほどちょっと言いましたが、平成20年度を境にそうした方向に急展開をしてきたのですが、ただし、お子さんを学校に連れていくという部分で一つ言えるのはやはり親権が壁になっていることが多々あるのです。これについては、不登校に限らず、虐待などについて出ているのですけれども、ここを何とかしなければならぬ。それがない以上は、親の了解を得ないと何もできないことになります。あるいは、かなり面倒な手続を踏み、家庭裁判所等の許可を得なければ手続ができないという現状もあります。その点については、今、

たしか国のほうでも民法の改正ができるかどうかについて議論がなされているようですので、その辺の方向も今後見てまいりたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎新市立病院について

それでは、時間が迫っていますので、今、前段で山口委員がお話ししましたが、新市立病院のことでちょっとお聞きしたいと思います。

今、新市立病院を建てる、建てないという問題がありますけれども、私は、基幹病院は絶対に必要と考えておりまして、新市立病院建設に向けて、今、進むだろうと考えています。その中で、今回、過疎対策事業債という問題が出ましたけれども、この有効性というのは、実際に今とらえている数字の中ではどの程度のものになっているのかということについてお聞きしたいのです。

○経営管理部次長

小樽市が過疎地域になりまして、今の制度の中では病院事業に過疎債を入れることができるようになりました。一般論で過疎債の効果を申し上げますと、病院事業債だけで病院を建てたときの交付税措置が22.5パーセントですから、100億円の事業だとすれば、22億5,000万円が交付税措置されます。それに対して、過疎債を入れることにしますと、過疎債を半分入れることによりまして、過疎債は交付税措置が7割になりますので、結果として、先ほど100億円の事業で22.5パーセントと言った交付税措置が46.25パーセントと倍以上になるということでございます。これが大きなメリットかと思います。

○吹田委員

過疎債ということで基本的な数字は半分が入るとなるのですけれども、この辺のところもう少し広がるようなことはないのでしょうか。

○経営管理部次長

この過疎債の制度が病院に適用されて、たしか、平成21年以前は、過疎債というのは通常は一般会計に入るのですけれども、12年償還だったのですが、病院も12年償還だったのです。そうすると、病院本体を建てる時には12年で返すのは大変です。それで、たしか平成21年からですが、これが30年償還に延びました。そういう意味で、償還は延びて、5割というところは今のところ変わっておりませんし、過疎債というのは今の過疎特別法の中での概念ですので、今の過疎特別法の中ではあまり変わらないのかという感触を持っています。

○吹田委員

そちらからの説明の中では、起債の金利の計算が2.1パーセントとなっていますけれども、別の関係で、自分たちが政府系金融機関から借入れする場合には、最初の10年ぐらいは1.3パーセントとか、長期になると0.9パーセントという話が現実のものとしてあるのです。この辺のとらえ方というのは、積算の関係がございすけれども、それによって大変な額が金利として発生する。全体が193億円ほどの中で金利だけで恐らく47億円ぐらいになっているのですけれども、この金利の計算というのは適切なものかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○経営管理部次長

今、委員がおっしゃったのは、6月10日の予算特別委員会に出した資料のときの試算です。このときは、病院事業債、過疎債の30年償還のものは金利を2.1パーセントで見えていました。実際には、今の財政融資の30年物の金利は1.9パーセントです。ですから、固定金利で計算していますので、その意味ではあまり遜色はないかと思っております。しかし、過疎債は変動金利で借りることになっていまして、今、委員もおっしゃったように、何年金利見直し

かによってずいぶん変わります。今、30年物で5年見直しですと、今のベースは0.5パーセントです。どういう借り方をするか、これからの金融情勢もわかりませんが、この計画のときは安全側で計算をしているということでございます。

○吹田委員

やはり、市民は、全体の金額はこういう形の金額だと見るわけです。こんなにかかって、こんなに払うのかというようなイメージがありますから、私は、そういう部分では、おかしい数字を出してほしいとは言わないけれども、ある程度安心できるような、そういうところがもうちょっと必要と思います。

また、事業費が百四十数億円となっておりますが、山口委員もおっしゃいましたけれども、私も、いかに安くいいものをするということで、当然、これから基本設計、実施設計にも入ると思うのですが、この段階でも、やり方、手法によっては金額が下がることもあると思います。それから、いろいろなところでも聞きましたら、これからは恐らく免震構造で進むのかと私は考えていますけれども、そうすると大手業者の関係が来ると。そういうときには、基本的には8掛けだろうという話をしている部分もあるのです。これをざっと考えますと、8掛けにすると110億円程度です。金利的には、平均でいくと1パーセントぐらいです。そういう数字の中で金利を考えたら17億円ぐらいです。ですから、全体で百三十何億円程度におさまらるだろうと考えているのです。

やはり、そういう中で、皆さんも専門家でいろいろと考えていらっしゃるから、いかにいいものを安く、なおかつ、今はいろいろな陳情が出ていますから、その中では、地元の方々を使ったら若干のものが増えるかもしれませんが、それは、こういう形で使ったからこういう形になりましたということをきちんと説明できるようなものが必要かと思っています。ただ、なるべくそういうものはなくて安いほうがいいから、足が出て負担があつたら困るという考えもございますから、この辺のところについて、きちんと、次回の議会では選択されるのではないかと部長が言っていましたけれども、私もそう思っているのです。ですから、そういうところを踏まえて進めていただきたいと考えています。

また、この段階では、これは病院だけではなくて、一般会計から出すものでもありますから、そういう点では、財政部も、自分のところでいかに少ない金額で抑えられるかと、やはり双方で出し合ってやっていただきたい、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○経営管理部次長

まず、前段のお話ですが、今までも説明しておりますが、これから基本設計をやりながら概算金額を出していきます。6月に出した時点は、あくまでも基本設計発注のための事業費からいろいろ計算しておりますが、一定の概算が出た時点での資金計画や返済金額については、今、委員がおっしゃったようなものも踏まえて、よりわかりやすいものをつくっていきたいと思っております。

○（財政）財政課長

一般会計でもきちんとそういう話をして相談していけということでございますので、これから予算編成も具体化してまいります。その中で病院局のほうの話をよく聞きながら、当然、一般会計としても相談に乗りながら進めていきたいというふうに思っております。

○吹田委員

◎扶養控除の見直しに係る影響について

続きまして、今、国のほうでは、一般扶養控除、また特定扶養控除、それ以外の控除の関係をなくするという話がありますが、私としましては、控除の関係で外されるということは、一番底辺の方々にすごく影響してくると思うのです。個人によっては、控除に影響していない底辺の方もいらっしゃる。だけど、その次の方は絶対に影響して税金を取られる、市民税も取られることになります。ですから、本当は、今、大変な人たちがいるからお金を出すというやり方をしたわけですから、こういう控除はなくさないのが本当ではないか。また、今後、配偶者控除も

なくそうというような動きがありますけれども、これにつきましても、配偶者控除をなくして、中年の方からもっと上の方が今は安い給料で全部出ましたよね。今、学校を出た人たちは仕事がないけれども、そういうことが本当にいいのだろうか、ワークシェアリングで考えたら、ここは出てもらうから、今回はちょっと休んでもらって、若い人に仕事を与えるというのが私は正しいと思うのです。

今、市民税の関係でも国で規定が決まっていますそれをやらなければだめだというふうな言い方もされていますけれども、これからは地方ですから、小樽市はそういう控除をきちんとやりますよと。だから、若い人たちはここに住んでほしいということが必要かと思いますが、また、こういう控除についても、配偶者控除も含めて、これは国のやり方だと言いますから、地方を考えたら、国に対してしっかりそういうものについて物を申していかなないとだめだと思うのです。その辺について、市の考え方としてそういうことを言っていけるかどうかと思いますけれども、いかがですか。

○（財政）市民税課長

今、委員のほうからお話がありました扶養控除の廃止等の関係ですけれども、平成22年度の税制改正におきまして、子ども手当あるいは高校無償化の財源としてどこに求めるかという中で扶養控除の廃止ということが現実として出てきました。実際に、23年1月1日から法が施行されますので、それに基づきまして、今回、扶養控除の対象となるのは、子ども手当が当たっている年少扶養控除、16歳未満の方について、所得税で言うと38万円、住民税で言うと33万円の控除がなくなるという制度になっております。

ただ、現政権におきましては、所得控除よりも手当で支給したほうが特に低所得者層への恩恵が非常に大きいのではないかという判断がありまして、控除から手当へという方針を打ち出した中での政策であります。具体的に申しますと、所得税で38万円の控除がなくなりますと、一番低い税率5パーセントを適用しますと1万8,000円が増税になることとなりますけれども、反対に、子ども手当月額1万3,000円の12か月分ですと15万6,000円の手当が出るということで、現状の所得控除よりも手当で支払いしたほうが負担的には軽くなるのではないかという発想で始まっておりますので、委員が御心配のような特に低所得者層に対する対策も国としてはいろいろと考えております。一つには、健康保険料、あるいは市営住宅の家賃など、いろいろな制度にも影響が出てくる部分がありますけれども、これらについても昨年の1月からすぐにプロジェクトチームを政府の税調の中に設けまして、この10月には影響を最小限に抑えるような方法論も提言させまして、今後、各所管の官庁を通して軽減策を打ち出していくと聞いておりますので、そういう状況も見ていきたいと思います。

それから、市民税の関係でいきますと、所得税とは違いまして、特に低所得者層に対しましては非課税限度額制度を従前から設けておりますので、家族構成が変わらないで、さらに所得が変わらなければ、非課税限度額制度によって非課税のままということになりますので、今言ったような年少扶養控除がなくなったとしても非課税の方は非課税のままという制度がそのまま維持されていますので、低所得者層の方々への影響はほとんどないというように私どもとしては考えてございます。

最後に、それ以外の所得者層への影響などもありますので、その部分については我々も市民生活に影響があると思っていますので、全道市長会等を通して影響がないように国のほうに働きかけは行っているところであります。

○吹田委員

どちらにしましても、この問題につきましては、これから始まって、どの程度問題があるかということを実証して、実際に確認しなければならないと思いますので、ぜひ、その辺も含めてこれからもお願いします。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結します。

本日は、これをもって散会します。